

# 「第2回生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク



「第2回生活困窮者自立支援  
全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

# はじめに

**主 催**／一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

**第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会現地実行委員会**／

福岡県福祉労働部保護・援護課／北九州市保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進室／  
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会／社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会／社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ福岡支部／  
福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん／  
特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター  
福岡大学／グリーンコープ生協ふくおか／グリーンコープ共同体

**後 援**／内閣府／厚生労働省／金融庁／消費者庁／社会福祉法人 全国社会福祉協議会／福岡大学／

山口県／福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県／沖縄県／  
下関市／宇部市／北九州市／福岡市／大牟田市／久留米市／宗像市／古賀市／  
うきは市／佐賀市／長崎市／佐世保市／山鹿市／菊池市／臼杵市／宮崎市／那覇市／  
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会／社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会／  
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会／社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会／  
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会／社会福祉法人 大分県社会福祉協議会／  
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会／社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会／  
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会／社会福祉法人 下関市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会／社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会／社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会／社会福祉法人 春日市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会／社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会／社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会／社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会／社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会／社会福祉法人 大分市社会福祉協議会／  
社会福祉法人 臼杵市社会福祉協議会／社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会／  
西日本新聞社／朝日新聞社／毎日新聞社／産経新聞社／一般社団法人共同通信社／  
FBS福岡放送／RKB毎日放送／TNCテレビ西日本／九州朝日放送／TVQ九州放送／  
NHK福岡放送局

生活困窮者自立支援法施行後のはじめての大会が、2015年11月7、8日の両日福岡市の福岡大学を会場に開催された。1,600人を超える人々が全国から参加したこと自体、生活困窮者支援が喫緊の課題であることを証していた。

今大会は、会場を提供くださった福岡大学をはじめ、地元自治体、社会福祉協議会、さらに地元諸団体などの協力のもとに開催することができた。まず、最初に協力くださったすべての方々に心よりの感謝を申し上げたい。

この大会の特徴は、多種多様な立場の人々が参加されていることにある。制度を担う行政担当者、自立相談事業所をはじめとする生活困窮者自立支援法にかかる事業を担う人びと、さらに直接は制度に携わっているわけではないが地域において長年生活困窮者の自立支援に取り組んでこられた方々、研究者、議員などさまざまな人びとが結集された。これは、この大会がいわゆる「業界」の大会ではないことを示している。

そもそも生活困窮者に対する支援は、一つの制度や枠組みによって成立するものではない。生活困窮状況にある人びとや地域の課題は、多様な要素が複雑に関連している。ゆえに一つの法律や制度という従来の縦割りの構造では対処できないのが現実である。2014年4月施行された「生活困窮者自立支援法」は、そのような課題をいかに包摂しつつ総合的な対応を可能にするかを使命としている。つまり、生活困窮者自立支援制度は、一つの制度に過ぎないが、同時に

制度の枠組みを超えることによってその使命を果たすという宿命を担っている。

そのような中、生活困窮者自立支援全国ネットワークは、生活困窮者自立支援制度を基軸に置きつつ、この課題に関わるすべての人びとが一堂に会し、それぞれの現場の課題や苦労を持ち寄ることによって、生活困窮者支援の「総合的体系を包括的に構築すること」を目的としている。経済的困窮のみならず社会的孤立に加え、昨今は子どもの貧困、広がり固定化しつつある格差、高齢単身低所属者の現状など課題は広がりつつある。生活困窮者自立支援全国ネットワークは、それらの事態に総合的に対応できる地域社会の創造を担う人々を支えるためのネットワークとして活動していきたいと願っている。

第3回大会は、2016年11月11日(土)～12日に神奈川県(12日川崎市教育文化会館、13日慶應義塾大学日吉キャンパス)において開催予定である。第2回大会を上回る方々が参加されることを期待したい。生活困窮者自立支援法は3年目に見直しを迎える。次回大会においては、法改定に向けた政策提言を視野に入れた議論も期待される。この報告書を目にされた方々は、地域においてこの課題を担う仲間の方々とともに是非次回大会にご参加いただきたい。

2016年3月

一般社団法人  
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事  
奥田 知志

# もくじ

はじめに	1
卷 頭 言「生活困窮者自立支援をめぐる現状と課題および 生活困窮者自立支援全国ネットワークの活動意義」	4
特別収録「困窮者支援にまつわる一人語り」 村木厚子	6
基調鼎談「困窮者支援で地域を創る！ 自立支援法と地方創生」 工藤一成／山崎史郎／宮本太郎	9
政策担当者が語る「施行半年を迎えた新制度 その現状と課題」 本後健	15
○お知らせコラム「生活困窮者自立支援全国ネットワークの活動と今後の展開」	20
生活困窮者自立支援法で自治体はこう変わる 山仲善彰／中野五郎／大村裕司／村木厚子／駒村康平	21
政治の力で元気な地域を！政治家が語る生活困窮者支援 福岡資麿／山本香苗／西村智奈美／大森彌	29
徹底討論「孤立させない支援を考える」 菊池まゆみ／湯浅誠／古都賢一／奥田知志	33
分科会◆レポート	41
分科会1「再入門！生活困窮者自立支援法」	42
分科会2「自立相談支援 どう受け止めるか、いかにつなぐか？」	44
分科会3「生産現場を変える就労支援 就労準備支援」	46
分科会4「中間的就労とは何か？就労訓練（中間的就労）」	48
分科会5「家計相談が取り持つ就労と自立 家計相談支援」	50
分科会6「貧困の連鎖を止める 子ども・若者支援」	52
分科会7「生活の基盤をどう再生するか？一時生活支援」	54
分科会8「困窮者支援で自治体が変わる 自治体／仕組みづくり」	56
分科会9「施行半年一実践報告と事例検討」	58
まとめのセッション 原田正樹／宮本みち子／奥田知志／鈴木俊彦／宮本太郎	61
○第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 開催要綱	68
○第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 アンケート集計結果	74
○生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集	77

## 卷頭言

# 生活困窮者自立支援をめぐる現状と課題および 生活困窮者自立支援全国ネットワークの活動意義

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されるなか、生活困窮者自立支援全国ネットワークの第2回「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」が開催された。第1回を超える1,600人以上の参加者が議論を交わした。行政、NPOなどの関係者、社会福祉法人、研究者など、実に多様な顔ぶれで、テーマも多岐にわたり、分科会によっては緊張感に満ちた厳しいやりとりもあった。改めて、これだけのたくさんの人びとが、この制度が地域に定着するように奮闘を続けているのだという事実に、私など頭が下がった。

現状では、市町村によって取り組みの状況はさまざまであろう。首長や議会のこの制度についての理解、任意事業の実施状況、自立支援相談からつなぐ社会的資源や雇用の場の少なさなど、多くの困難も改めて浮き彫りになった。にもかかわらず、これだけの人々がこの全23条、附則11条のコンパクトな法律の可能性にかけているのはなぜか。

おそらくは、多くの関係者が、この制度に(少し早めにとびこんできた)福祉の未来を見出しているからであろう。この制度は、福祉の対象、目標、方法のいずれの点でも、これまでの縦割りの制度とは少し異なっている。だからこそ定着には困難が伴うが、それを乗り越えて定着させる意義は大きいのである。

第一に、この制度の対象についてである。生活困窮者とは、母子、障害者、求職者、高齢者

といった支援対象の属性ではなく、その誰もが陥る支援対象の状況である。そして、現実の多くの支援対象は、複数の属性が複合して生活困窮に至っている。ゆえに、属性に応じて編成されている既存の縦割りの制度を、その経済的支援の仕組みも含めて束ねながら、さらに旧来の制度に欠落していると思われる支援を任意事業で補いつつ、「個別的・包括的」な支援をおこなっていくのがこの制度である。

第二に、自立というこの制度の目標についてである。生活困窮者自立支援法では、自立を「プロセス」としてとらえていることが特徴である。就労自立は大事な目標であるが、中間的就労(就労訓練事業)や多様な就労準備の事業のように、一般的就労につながる前の段階での多様な就労経験や居場所づくりを重視するのがこの制度の特徴である。依存か自立かの二者択一的論議を避けて、いわば「ケア付きの自立」「ケア付きの就労」のゾーンを拡大する「伴走型・継続的支援」がこの制度の特徴である。

第三に、支援の方法についても、この制度は新しいアプローチを問うている。支援者と支援を受ける側の一対一の関係のみを想定し、あたかも病気を治療するかのように自立を促進しようとするのではなく、この制度の目的は達成できない。本大会の分科会にも登場した秋田県藤里町社会福祉協議会の菊池まゆみさんたちがとりくんどうに、町が直面する過疎化など

の困難を支援対象者と共有し、その打開のために支援対象者の力を借りることが、結果的にもっとも効果的な支援となった。すべての人びとをまちづくりの担い手と考える「分権的・創造的」な取り組みである。

「個別的・包括的」「伴走的・継続的」「分権的・創造的」な支援は、生活困窮者自立支援制度が求める支援の様式であると同時に、高齢、障害、子どもなどの分野にも適用されるべき新しい福祉のかたちである。ゆえに既存の制度の延長ですんなり受け止められないところがあり、結果的にさまざまな課題が現れている。だが、ほかの制度を巻きこみながらすまざるをえないことにこそ、生活困窮者自立支援制度の可能性があるのではないか。

このことを、第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の2日間にわたる熱い議論をとおして強く感じた。福祉の新しい方法を先取

りし、また地域の持続可能性を高める、そのような制度が本来の可能性を発揮できるかどうか。この2日間の議論が蓄積した知見やエネルギーはそのためにこそ活かされるべきであろう。



## 「生活困窮者支援にまつわる一人語り」

前厚生労働省 事務次官 村木厚子

第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の前日には、

前厚生労働省事務次官の村木厚子さんをお招きして「前夜祭」を開催しました。生活困窮者自立支援法の成り立ちや期待など、その熱い思いを誌面でご紹介します。

### 「法律をつくる」という 熱い思いに

昨年の前夜祭では、生活困窮者自立支援法の生みの親の山崎史郎さんと宮本太郎さんがお話をしてくださいました。私は山崎さんの後任で10か月ほどしか担当していませんが、この法律がどうやってできてきたか、そして法律にどういう期待を抱いているかをお話できたらと思います。

私は、2012(平成24)年9月に社会・援護局長の内示をもらいました。9月4日に内々の内示をいただき、9月5日、当時の生活困窮者自立支援室長の熊木正人さんが来て「法律をつくるんです」と1時間ぐらい語り続けて帰っていました。明るく日に宮本さんから電話があり、やはり熱く語られて、これは何かすごいことになっているらしいと思いました。

走っている電車に私は飛び乗らなければいけない、これだけがわかった状態で、9月10日に正式に辞令をいただきました。みんなが「法律をつくるぞ」

と言っているから、さあ頑張ろうと思って上司のところに行くと、上司は「モデル事業より先に法律を提出するなんて聞いたことがない。方向性はいいが、丁寧にやれ。職員が本気で次の国会に法律を出せると思っているのか、みんなの話をよく聞いてみろ」と言いました。

まず、のちに私の後任の社会・援護局長となる岡田太造さんに話を聞きました。10年ほど前、生活保護の中で就労支援を始めたときの課長が岡田さんでした。岡田さんに当時の思いを聞くと、「それまで



前厚生労働省 事務次官 村木厚子

の生活保護は、お金がなくて生活に困っている人にお金を渡してこれで暮らしていなさいという制度だった。その人に寄り添って立ち直りの支援をする制度にしたかった」と言いました。それが私にはすごく印象的でした。

本音でいろいろな議論をし、出した答えは、「とにかくいけるところまで頑張ってやってみよう、これでいけるとなったら法案を出そう」でした。そしてもう1つ、「とにかく自治体と話をしてみよう。自治体と一緒につくるというスタンスを貫いてみよう」ということを約束しました。それを決めたのが、私の日記によると9月19日でした。法律をつくる作業が始まったのです。

### 法案の提出、廃案、 そして再提出

この法律の生みの親は、熱心に現場で事業を考えて、工夫して生活困窮者の支援をつくりあげてきた自治体やNPOや社協の人たちです。そしてそれを紡ぎ合わせて理論武装してくれたのが学者の先生です。なかでも、「生活困窮者には2つの共通点がある。複数の課題が重なっているということと、社会とのつながりが切れていることである」という貧困の研究者のお話が印象に残っていて、すごく大事な視点だと思っています。こうしたことを皆さんと勉強しながら特別部会の報告書をまとめる作業に入っていました。

報告書はその年の年末ぐらいにはできかけていたのですが、12月に政権交代がありました。委員の先生方も事務局もすごく悩んだ部分はあったのですが、中身は変わらない、変える必要がないという思いはみんなの中にあったと思います。政権交代をまたいで1ヶ月に報告書が出されました。すべての支援に通じるとしてもいい報告書になったと思います。この報告書に支えられて法案提出ができるようになりました。

さあ、自公政権の中で法律を出そうということになりました。普通法律は1月ぐらいに、この法律を出しますという登録をします。そのときにAランクの法律とCランクの法律がある。当時この法律はCでした。当時私たちは、「気合の入ったC法案」と呼んでいました。C法案とは、まだ出せるかどうかわかりませんというのですが、それでも「気合いの入ったC法案」と私たちは一生懸命言っていました。

なぜC法案だったかというと、いろいろなところと調整がつかなかったからです。まず自治体と総務省。困窮者というのは幅広く社会的な孤立をしている人たちを含めるのか、経済的に困窮していないと法律対象ではないとするのか。必須事業をどこまでとするのか。そして財務省。「法律をつくるのはいいけれども、金は予算の範囲内、いわゆる義務的経費は駄目だよ」と言われ続けたのですが、このときのメンバーが財務省と交渉して、ついに3月上旬、「一部を義務的経費にしてもいい」と言ってもらいました。でもこのときの負担率は2分の1です。その後もこのメンバーが必死に交渉して、必須事業について4分の3となったのは3月の半ばでした。

そうしてようやく法案の形ができて、条文が書けて、予算の枠組みもできました。が、当時この法案を国会へ出したものの推進力はとても弱かったです。なぜかというと、生活保護の改革とセットになっていました。この問題に対してはいろいろな考え方がある政党の中にもあって、私たちがこの問題を理解してもらう努力をしなければならないことを教えてもらいました。

生活困窮者に手を差し伸べることで社会自身が強くなる、健全になるということを少しずつわかってくれる人が増えて、5月に与党の手続き、5月17日に閣議決定、6月には衆議院を通過、6月20日に参議院で議論を開始したのですが、総理に対する問責決議が出て全部の法案の審議がストップして廃案になりました。その後、12月に再提出をして通りました。

どこかの政党が強力に押しとおしたという法律で

はなく、現場の人たちが「必要だ」と声をあげてくれました。いろいろなところでの実践が成果を生み出している。そういうものを見ながら与党にも野党にもじわじわと理解が広がって通った法律だと受け止めています。その法律を、これからどう育てるかが大事だと思います。

## 「感性」「企画力」「説得力」

この法律は、先駆的な自治体やNPOや社協や社会福祉法人などが産んでくれました。これからは、すべての地域に広げていかなければなりません。まずはいろいろな事業を自治体に始めてもらうことが非常に大きな課題だと思います。そして、始めたところが効果を出すことも大事なことです。

そして、その効果をどう見える化するかも大事な点です。財源を取っていくためにも、あるいは現在取り組んでいない自治体に取り組んでもらうためにも、こういうやり方をしたらこんな効果があったと見せることは、とても大事だと思います。その作業がこれからの私たちの宿題かと思います。

私は新入研修で、「公務員に求められる三つの能力」をこう話しました。1つ目は「感性」、ニーズがどこにあるかを感じる力、あるいはこの人が困っているということをわかる感性。2つ目は「企画力」、困っている人はどう対応するか、それを施策の形につくらなければならぬのですから、その企画力が要ります。そして3つ目は、「説得力」です。どれだけいい制度でも皆さんにいい制度だとわかってもらわないと国会も通らないし、国民の応援も得られません。国もそうですが、地方自治体の人も現場で動く人たちもこの3つの力が必要だと思います。そういう力を持った人を育成していくのがこれからの大変な仕事になると思います。

また、これからのことを考えたときに地方創生という動きが大きいと思います。自治体を主役にした形、分権的・創造的な支援、こういう発想は今福祉の中で非

常に強くなっていると思います。介護保険が最初の大きな動きだったと思いますが、今は地域包括ケアということで地域に重点が置かれています。医療も病床の機能分化と連携、在宅医療の強化、介護との連携ということで、地域を考えざるを得なくなっています。

2015(平成27)年度から始まった新しい子どもの制度は、保育を子どもに保障するという目標はそれまでと一緒にですが、どういう制度をどうやって使うかはかなり自治体に委ねられています。その延長線上には、医療、介護、子ども、障害者を縦割りにしない、共生型の医療や福祉があつてもいいのではないかという流れがきています。この流れも生活困窮者自立支援にとってきっとプラスになると思います。グローバルに考えローカルに行動するというのは昔から言われてきましたが、この分野は本当にそうできる環境が整ってきたという気がします。

地域をつくり、生活困窮者の一人ひとりに手を伸ばしていくことができれば、世の中が少しずつ変わると思っています。一人ひとりが元気になることを通じて、地域が元気になって社会が元気になる。それが福祉であり、また、厚生労働省の役割かと思います。私たちはまず一人ひとりのことにこだわって、生活困窮者自立支援法をしっかりと育てていって、そのことを通じて地域や社会を元気にできたらいいと思います。

もう役人ではありませんので、一市民の立場で何かできることを探していきたいと思っています。皆さんと一緒にまた何かに取り組みたいと思っています。ありがとうございました。



## 基調鼎談

# 「困窮者支援で地域を創る! 自立支援法と地方創生」

### ◆鼎談者

北九州市保健福祉局(福岡県)……………	局長	工藤 一成
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局……………	地方創生総括官	山崎 史郎
中央大学法学部……………	教授	宮本 太郎

**宮本太郎** 皆さん、ようこそおいでくださいました。全国研究交流大会のスタートを飾る基調講演を始めさせていただきます。

今日は、生活困窮者自立支援法の意義を確認するとともに、生活困窮者自立支援と地方創生が連携して課題解決をはかるために、私たちが具体的に何をすべきなのかを考えていきたいと思います。

生活困窮者自立支援法は、画期的な制度です。生活困窮者は、母子世帯や障害者や失業者という属性ではなくて、その状況でくろうとしています。そして一人ひとりの自立の定義は違います。

消滅可能性自治体に対する支援を含めたまちづくりの根本として、雇用や生活困窮者の支援の位置づけをし直そうという取り組みが地方創生です。それを担当されている山崎さんからお話をいただきたいと思います。もう一つの社会的孤立の問題をどうするのか。労働者の4割が非正規雇用という不安定な社会が受け皿になっているので、経済的困窮を一時期挽回できても、第2、第3の危機が数年後に訪れるることは想定せざるを得ない。第1の危機を乗り越えた後もなお、誰とつながって、誰に相談しているか、「助けて」と言える社会かということが問われています。



中央大学法学部 教授 宮本太郎



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
地方創生総括官 山崎史郎

**山崎史郎** 私は今、地方創生を担当していますが、生活困窮との関係について、まずお話をします。

戦後の第1次ベビーブーム世代は年間300万人近くが生まれ、その後、その子どもたちが第2次ベビーブーム世代を形成しましたが、1990年代の後半から本来あるべき第3次ベビーブーム世代を形成できませんでした。金融や経済の不況が始まり、就職できない、結婚できない若者がたくさん出てきた結果、私たちは第3次ベビーブーム世代を失ったのです。

このことは、一方でニート、非正規、失業といった問題をつくり、地方では人口減少が確定的になり、そして生活困窮、特に孤立の問題が発生していました。地方創生は、こうしたことを二度と繰り返さないようにするための事業です。

地方創生は、地方という固まりで見る少し大きな「鳥の目」と呼んでいますが、生活困窮は一人ひとりの生活を見る「虫の目」と呼んでいます。したがって、対象は同じですが、アプローチが違うと考えていただければと思います。

**宮本** 生活困窮者自立支援は、個人が自立していく仕組みで、自立の定義というのは当事者を中心に決める。地方創生は、地域が自立をし

ていく仕組みで、これもやはり仕組みだけつくって、決断を促すということですね。

## 「人」に着目した新しい制度

**山崎** 人の生活は、地域によっても個人によっても違うので、それを統制的な制度で対応していいのかは、必ずしも悩みました。困窮した人、孤立した人を支援する現場の実情に合わせてもらおうと、生活困窮者自立支援制度はかなり自由になっています。

任意事業も、地域で関わる人の気持ちが固まっていることが一番大事です。制度論的には半分程度しか施行されていませんが、自治体や皆さんができる使っていくかは、これからが勝負になってくると思っています。

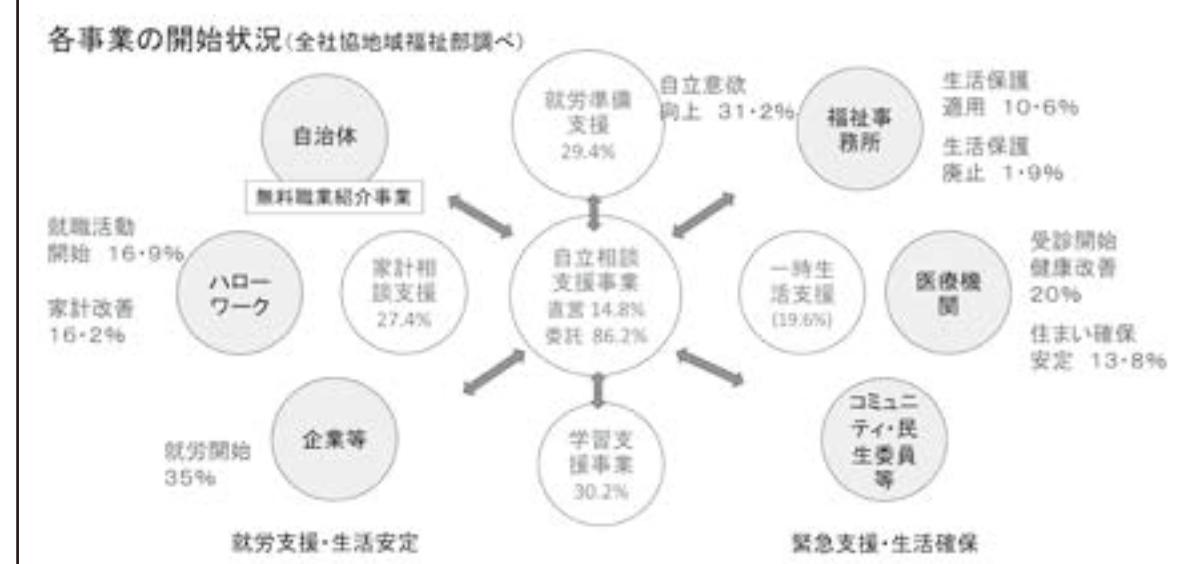
**宮本** 図(下)は、全社協が2015(平成27)年に調査した任意事業の実施状況です。この状況から、相談があつてもその先につなぐところがないということが見えてきます。市長や自治



北九州市保健福祉局(福岡県) 局長 工藤一成

体の認識と決断が、個人を自立させることで地域が自立をしていく、地域の自立のためにこうした施策が不可欠だという動きにならないだろうか、と考えます。そこで工藤さん、先駆的に取り組む自治体である北九州市の立場からお話しいただけませんか。

**工藤一成** 生活困窮者自立支援法のモデル事業を北九州市で始めるにあたり、担当係長と議論をしました。「生活困窮者自立支援法では、生活困窮者は、『現に経済的に困窮している者』と書いてある。生活保護法とはどう違うのか」「この法律はとんでもない法律で、よ



くわからない」という話になりました。

私はその話を聞いたときに、「『経済的に困窮した者』と書いていても、現在の社会状況、非正規の人が増えたり、格差社会や高齢者の無縁化が問題になつたりしている状況を考えると、生活困窮者とはいいろいろな状態の人を想定しなければならないのではないか」と言いました。おそらく現状を見たときには、範囲を広げて考えざるを得ないだろう、自治体の受け止め方が大きく変わらなければならぬと感じたのです。

縦割りをなくすといつても、なかなか行政の中の縦割りはなくならないという閉塞感が私にはあります。これは地域包括ケアをめぐる議論でもそうですが、保健福祉部局ですら国が決めた制度にのつとて運営するという「モノ」や「コト」に着目してきました。つまり、「人」に着目したことをどれだけ私たちはやってきたのだろうかということを考えさせられました。

個別の「人」を中心に考えていくと、そこにはおそらく失敗例も出てくるし、いろいろな挫折も味わうことになるでしょう。行政が新しいフィールドに踏み込んでいくことになるのではないかという予感がしました。行政や政治の場での議論は、「人」を対象とすることに慣れていないということを自覚して、現場からの情報で政策を決めていかなければならないと思いました。ケースワーカーなどは、以前から現場で「人」を対象に仕事をしていましたが、そうした人にスポットを当てていく、そういう考え方方が以前とは違うと考えています。

## 困窮者支援の根幹は「孤立」

山崎 もともと生活困窮者の中には孤立者がいることを当然想定していました。ただ、法律

条文を書く中でどうしても書けない部分があり、「経済的困窮」という言葉となつたと理解しています。

生活困窮者自立支援制度は、法律があるからしようがないのでやりましょう、という形では、かえって生活困窮者自立支援は退歩していく、本気でやろうとする人が減るのではないかと心配しました。地域でみんなが何をしたいということを盛り込むために、ぜひ何が大事かを地域で議論をしてほしいと考えています。議論をすれば、生活困窮者には経済的困窮以外の人もいることがわかりますし、根幹は孤立の問題です。自分たちの地域に必要なものを発見し、それを高めてもらえば、非常に前に進んでいく仕組みではないかと思います。

工藤 北九州市では、2008(平成20)年に「いのちをつなぐネットワーク」事業を始めました。これは生活保護受給者の孤立死が一つの出発点で、高齢者の孤立の問題も含めて地域で支援をしていく、必要なサービスにつなげていこうと始めた事業です。

ソーシャルワークの技法の基本に沿って、個別支援に必要なサービスにつなぎ、既存の制度では対応ができない状態の人のために、地域の中で新しく縁を結んで地域づくりもあわせてやっていくと取り組んでいます。

生活困窮者自立支援を始めるときには、既存の「いのちをつなぐネットワーク」事業に生活困窮者自立支援法の事業を乗せて、北九州市らしい取り組みをしようとしました。各区役所の保健福祉課に「いのちをつなぐネットワークコーナー」という相談窓口を設置しました。自立支援相談事業は市の職員と社協の皆さんと一緒に直営で、それ以外の事業はNPO法人などに委託をしています。

そのときに必要になるのは行政間の縦割り

の排除ということだと思います。物や制度やお金を扱ってきた行政が、人間を中心を見ていくという変化をすれば、地域全体あるいは市民の意識もまた大きく変わっていく、これが地域づくりにつながっていくのではないかと考えています。

山崎 生活困窮者自立支援の本質は、行政ではなく現場です。行政の政策としての展開を追求するだけではうまくいかないと、私は思っています。一番大事なのは、身近に接している現場の人が横でつながって、みんなでレベルアップを図って、情報を共有していろいろなところに働きかけていくという運動論だと私は思っています。

政策・制度で人の心を変えようと思ってもなかなかできません。今日は現場の皆さんが集まっていますので、いろいろな経験を語り合って、レベルアップを図って、また地元に戻って、働きかけて変えていく。これが私はこの制度の本質ではないかと思っています。

## ネットワークの3D化

宮本 生活困窮者自立支援法も地方創生も、自分たちで考え、決断を促す。ただ、そのためにはどういう働きかけが自治体に行われて、生活困窮者自立支援はそこにどう呼応すればいいのか、皆さんも手がかりがほしいのではないかと思います。

地方創生の議論の中でも、生活困窮者自立支援にダイレクトに関わってくる、つまり地方創生の大本の支え手が弱っている、ここを立て直すという動きについて教えていただけますか。

山崎 地方創生の取り組みである「地方版総

合戦略」では、生活困窮者やさまざまな人が活躍する社会の実現に向けて、地方における実践がいっせいに始まっています。たとえば一人親世帯の活躍支援として島根県浜田市や長野県などでは、シングルペアレントに実際に移住してもらい、そこで介護の仕事などの就業から生活、養育などすべての支援をするという動きがあります。また、大阪府泉佐野市と青森県弘前市の連携事業として、大阪の若年無業者を泉佐野市が受け入れ、農業技術や地方での暮らし方などを習得してもらい、希望に合わせて弘前市のリンゴ農家で実地研修をするという支援事業もあります。ほかにも、女性の活躍支援や高齢者の活躍支援など、いろいろな実践が始まっています。

いろいろな政策があり、政策の整合性などいろいろな議論があります。ですが、こうした地方の動きを見れば、全体としてしっかりと前に進んでいると思っていいと思います。

宮本 単に子育てのセクション、雇用のセクション、地方創生のセクションが平面図でどうつながっているかだけではなく、地方創生のセクションに誰がいて、どれくらいやる気があるかどうか、そんな立体的な3Dマップを描いてみることがたいせつかなと思います。支援者にも孤立を感じることがあるかもしれません。ところが、実際にはあちらこちらで同じ方向で潜在的に動いているのだと思います。3Dマップのネットワークに沿ってどんな動きが今皆さんの周りで起きているのか、どこと現実的につながり得るのかを考えていくべきだと受け取りました。ありがとうございました。



会場

## 政策担当者が語る 「施行半年を迎えた新制度 その現状と課題」

### ◆講 師

厚生労働省社会・援護局地域福祉課…………生活困窮者自立支援室 室長 本後 健

## 生活困窮者自立支援法

私は2015(平成27)年10月に、生活困窮者自立支援室長として着任をしました。多くの方々の思い、実践、そういうものを経てつくり上げられたこの制度をつかさどるということで重い責任を感じています。

生活困窮者自立支援法の条文は、23条しかありません。この法律は、法律としての枠組みはできていますが、この中で中身をどうやってつくり上げるかということはまさに現場の実践、これからつくり上げていくものだと思っています。

法律になったことには大きな意味があります。自立相談支援事業が自治体の必須事業になり、必ず相談窓口を設置するということです。生活困窮という複雑に絡み合った課題に対して、相談窓口が明確になるということ、そして、誰が動くのかが明確になるということが、制度化の非常に大きな意味合いです。

## 制度の実施状況

生活困窮者支援制度に基づき、自立相談支援は全国901自治体、4,200人（実人数）の支援員を配置してスタートしました。おそらく、自治体も悩み、考え、スタートしたと思いますが、まずまずの滑り出しだと感じています。

2015(平成27)年7月までに、全国で約8万5,000件の相談がありました。人口10万人当たり約16.6件の新規相談があり、相談を経て約1万4,000件(人口10万人あたり2.7件)のプランを作成しています。モデル事業のときよりも相談件数は大きく増えましたが、プラン作成はまだ少し低い水準かと思います。広く支援を届けるという意味できらなる取り組みが必要だと



厚生労働省社会・援護局地域福祉課

考えています

相談支援を通じて、生活困窮の隠れていた課題の見える化につながっています。現場では、インテークやアセスメントにたくさんの時間がかかることがわかつたり、家族や本人の間にたくさんの課題があることに気づかされたり、あるいは、こんなに自分のことを話すことができたのは初めてだと感想を漏らす相談者がいるという話も聞いています。

任意事業の実施率は、2～3割です。任意事業を1つも実施していない自治体が45%あり、取り組みが進んでいる自治体とこれから充実が求められる自治体とにばらつきがあります。しかし、それよりも、地域の実情でどういった任意事業を行っていくのかを考えてもらうことが一番重要なプロセスかと思います。来年度は、ほとんどの任意事業は4～5割の実施率に増える見込みです。その人に合わせた展開、中身が問われてきます。メニューを増やすとともにコンテンツを充実させていくという段階に来ているのだと思います。

就労支援は、プランを立てた件数のうちの6割が就労支援の対象者ですが、地域の実情に応じた体系的な就労支援の実施体制については確立途上ではないかと思います。これは自立相談の中でどうしていくのか、就労準備

の中でどうしていくのか、地域ごとにさまざまな方法があり、相談ケースに応じて考えていくことになるのかと思います。

## 生活困窮者自立支援法

自立相談支援の実施状況は、直営よりも委託のほうが少し多くなっています。委託先は、社会福祉協議会が76%となっていますが、ほかにも社団法人、財団法人、医療法人、株式会社など、地域に応じたさまざまな体制が取られています。

実施場所は、役所・役場内が6割です。委託が半分を超える中で、窓口は役所に置き、場所の近さを連携のキーポイントに置いている自治体もあるのだと思います。

支援員の状況は、実人員で4,200人です。4,200人では困窮者の課題をすべて抱えて支援できないと皆さんも感じているかと思います。地域のさまざまな機関や、活動している人

たちと連携をして解決していく、対応していくということ  
いうことが前提で、支援を行っている人自身が  
孤立しないことが重要です。さまざまな資格を  
もつ異業種の組織の強みを生かせるように、  
多くのところとつながることで対応をしていく  
のだと思います。

新規相談受付件数は、人口10万人あたり16件で、モデル事業のときと比べて大きく増えていますが、おそらくもっと増えてくるのではないかと思います。プラン作成件数は、相談16件に対して2.7件です。プランは、支援する人がどういう形の支援をするのか、どういう機関と一緒に支援をするのかをまとめていくものですが、制度の上でもたいせつなところです。

新規相談受付では、40～65歳まで全相談件数の約半分を占めています。(図P29 下)仕事を探したい、就労に関するプラン・相談が多くなっていると考えられます。そのうち6割の人が期間内で一般就労を目標に掲げています。実際に就職につながった人が46%、取

### 調査対象自治体における支援実績から

## 調査の概要

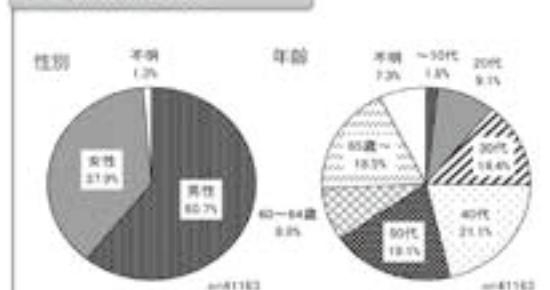
○平成27年度社会福祉推進事業において、自立相談支援機関における支援実績について把握するため、平成26年度よりモデル事業を実施していた調査対象自治体を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成27年6月新規受付ケース

【回収状況】 116自治体から新規相談受付41,163ケース、支援決定8,509ケース

## 1 新規相談受付



## 2 スクリーニング

＜自立支援機関の利用申込みの際の情報共有について同意なしを含めた場合＞



人の増加につながった人は15%、就職活動を開始した人も2割いました。

国は、各ブロックでブロック会議を行い、行政職員を対象に会議を開催して回っています。全国会議も開いています。国と自治体が一体となってできる形をつくりたいと考えています。

## より広く支援を届けるために

より広く支援を届けるために、制度の広報・周知を行うこと、連携体制の構築、相談受付とプラン策定という3つの課題があります。

相談件数のうち、本人自身が相談に来る、地域の関係機関との連携体制の中で紹介という形で来る、というものが来所の二本柱です。地域の中で制度の広報・周知は、チラシや

リーフレットの活用もそうですし、北九州市の「いのちをつなぐネットワークコーナー」など、名称を工夫して来所しやすくするという方法もあります。

そして、関係機関との関係を深く築いて連携を強めていくことが重要です。発見という入り口にとどまらず、支援の事例を通じて出口へ、出口を通じて地域づくりにつながっていきます。相談支援の事業所が孤立せずに多くの人を巻き込む中で体制をつくっていくためには、連携体制の構築が重要です。

そしてプランの策定では、本人とともに何を目指すのかを明らかにする。支援内容や役割分担を見える化することで、関係する人が共有するためにはプランがたいせつです。

自立相談支援の中で任意事業の対応も可能だと考えている自治体もあると思います。ただ、すべてを自立相談支援の中で抱えてしまうことは、本来相談でやるべき「話を聞く」「ア



ウトリーチをする」ということができにくくなりますので、任意事業にはそうした意義を持たせています。

## 生活困窮者自立支援制度の可能性

これまでの福祉制度は、支援が必要な人をあらかじめ想定して、対象者ごとに制度が組み立てられていました。生活困窮者自立支援制度は、本人が制度のはざまに陥ることがないように、幅広く受け止めることを前提にしています。法律という器ができたので、次は中身に力を入れていきます。

生活困窮者という切り口でこの制度はできていますが、困窮者でなくても対象となる人を幅広く受け止める仕組みを目指していくということで、厚生労働省で新たな福祉の提供ビジョンもつくっています。そうした中で、本人の意欲や思いを主役にすることをたいせつにしていきたいのです。

課題を解決する中で、就労あるいは司法、教育、住まい、そしてまちづくり・地域づくりにつながっていくでしょう。

この制度はスタートしたばかりです。皆さまからのさまざまな課題、思うことを共有させていただいて、より発展させる。そのために全身全霊を尽くすことをお約束させていただき、私からの行政の説明とさせていただきます。

# 生活困窮者自立支援全国ネットワークの活動と今後の展開

## 第3回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

日時:2016(平成28)年11月12日(土)・13日(日)

会場:1日目全体会／川崎市教育文化会館(神奈川県川崎市川崎区富士見2-1-3)

2日目分科会／慶應義塾大学 日吉キャンパス(神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1)

## 第1回実践研修の開催について

全国ネットでは、会員の皆さまを対象に、より実践的で突っ込んだ実践研修を企画しています。2015(平成27)年9月に開催予定だった第1回の実践研修を、2016(平成28)年6月に東京都内で開催する予定です。研修は2泊3日で事例検討と講義となります。自分たちの強み、弱み、これからどうするかという戦略を立てながら、みんなで課題をシェアして、自分の地域を持って帰っていただきたいと思っています。全国ネットとしても、皆さまからの課題や意見を受け取り、政策提言につなげていきます。

研修委員長、コーディネーター:奥田知志さん(全国ネット代表理事)

講師:宮本太郎さん(全国ネット代表理事)、櫛部武俊さん(全国ネット理事)

定員:60人程度

## 全国ネット入会・会員継続のお願い

全国ネットでは、会員の募集をしています。

会員には、実践研修への参加のほか、メルマガでの情報提供や大会の参加費割引などの特典があります。

会費:3,000円(会計年度 10月1日～翌年9月30日)

本大会には一般価格から3,000円引きの会員価格で参加いただけます。

本大会に一般価格で申し込みをされて、入会を希望される方は、大会当日に会場で配付される振替票の提出をもって、参加費から年会費分の振替をさせていただきます。

会員の皆さまには、本大会終了後に新年度の会費納入のご案内をさせていただきます。



### 事務局体制

事務局長 行岡みち子

事務局次長 池田昌弘

研修委員 鈴木晶子、谷口仁史

## 生活困窮者自立支援法で 自治体はこう変わる

### ◆パネラー

野洲市 ..... 市長 山仲 善彰  
臼杵市 ..... 市長 中野 五郎  
熊本県健康福祉部長寿社会局 ..... 局長 大村 裕司  
前厚生労働省事務次官 ..... 村木 厚子

### ◆コーディネーター

慶應義塾大学経済学部 ..... 教授 駒村 康平

**駒村康平** 「生活困窮者自立支援法で自治体はこう変わる」というテーマのもと、まずは各地域の取り組みをご紹介いただこうと思います。ここでの視点は、生活困窮者自立支援制度をどのようにうまく活用しているのか、関連する施策とどのように連携を進めているのか、そしてそのための行政内の壁をどのように取り払っているのか。また、経済的困窮だけではなくて、まちづくりの視点からどんな工夫をしているのかを中心にお話をいただきたいと思います。



慶應義塾大学経済学部 教授 駒村康平

## 縦割りを極めて連携する

**山仲善彰** 「まち」とは、市民の主体的な参加と意思決定により、安全と幸福を実現する仕組みです。「まち」の機能は、伸びようとする市民や企業の成長を支援すること、困難な状況にある市民や企業の自立を支えること、秩序や安全を守るルールづくりです。

「まち」は市民で構成されています。公共サービスを行うためには制度が必要ですが、市民一人を伸ばせない、救えないものは制度ではないと思います。まず制度ありきではなく、人をサポートできる、そしてそのための制度だという観点で私たちはまちづくりを進めています。

生活困窮者自立支援法第2条では、生活困窮とは経済的困窮とされています。野洲市では、生活困窮者支援事業実施規則を定めており、その第1条には「法第2条第1項の生活困窮者及び当該生活困窮者世帯に属する者、社会的に孤立している者並びに社会への参加が難しい者」としています。もちろん経済的なことは必要条件ですが、十分条件ではないと思っています。

野洲市では、行政情報やまちづくり情報の徹底的な公開と開示、債権管理による生活支援、学童保育にも力を入れています。学童保育は、小学6年生まで待機児童はありません。障がいのある児童も受け入れています。こども園は、野州市独自の方式で公共サービスとして取り組んでいます。

野洲市のパーソナルサポートサービスでは、就労支援に取り組んでいますが、生活困窮者支援から始めたのではありません。多重債務に陥って滞納をする背景には生活の困窮があり、失職があります。仕事がある、社会参加ができることによって生活が健全化する人も多くいますので、国の制度を使って市役所の中にハローワークを設けています。野洲市の人口は約5万人、年間150～160人の就労につながっています。就労支援はマッチングですが、起業して人を雇用する仕組みも進めて行きたいと考えています。



野洲市 市長 山仲善彰

えています。

債権管理条例は、2014(平成26)年度に整備をして、2015(平成27)年4月から施行しています。生活困窮や病気やリストラのために税金、上下水道、市営住宅費、子どもの学校の給食費等が支払えない人がいます。市で一元化して、破たんしてしまう前に、滞納を生活のシグナルととらえて生活支援の仕組みを入れようということです。

市役所は、市民生活相談という形でスタッフを配置し、そこに生活困窮者自立支援法の中核機能を置いています。市役所が持っているさまざまな公共サービス機能と市民活動も含めて、ここで連携・コーディネートします。ただの相談機能ではなく、解決機能を含めたまちづくりのエンジンだと考えています。

行政は縦割りでないと機能しません。ですから、縦割りの中で徹底的にやって、それを連携する。うまくダイナミズムを動かすことが生活困窮者自立支援の仕組みを発揮させるには重要なと思います。

## コミュニティをつくり直して 支え合いのネットワークを重ねる

**中野五郎** 白杵市は、大分県大分市に隣接する町で、人口4万人、海あり山ありの非常に住みよいところですが、少子化・高齢化が進み、人口減少が止まらない状況です。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には高齢化率が40%を超える見込みです。元気なお年寄りにどのように社会参加をしてもらうかが課題と捉えています。

こういう状況を踏まえ、生活の基盤であるコミュニティをもう一回ゼロからつくり直し、その上に支え合いのネットワークを重ねて、一人ひ



臼杵市 市長 中野五郎

とりが安心して暮らせるまちをつくっていこうという取り組みをしています。

白杵市では、2013(平成25)年度にモデル指定をいただいて取り組んできました。2013年度は91件の総合相談、2014(平成26)年度は82件。継続的な支援が必要になったケースが19件あり、そのうちほぼ就職までつなげた人が8人、現在継続中は10人です。生活保護に移行している人もいます。

市役所内では、2013(平成25)年度から「協働まちづくり会議」を設置しています。一課あるいは一部でできないことに横串を通す会議です。生活困窮者の問題は、この会議のうち「安心生活部会」で月1回のペースで議論を重ね、相談をしながら関係部局の連携を図ってきました。

2014(平成26)年12月から、地方創生の問題に絡み、市にもまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げています。地方創生と生活困窮者を連携させた取り組みで、しごと部会に新たに生活困窮者も位置づけて取り組んでいます。

相談事業は、2010(平成22)年度から「安心生活創造事業」で実績を積み重ねてきました。その結果2013(平成25)年度以降は年間500件を超える相談が寄せられています。また、2014(平成26)年度は市民後見センターを設置したことにより、権利擁護相談が非常に増え

てきています。また、相談事業のほかに任意事業で家計管理と就労支援準備と就労訓練を取り組んでいます。

私は、孤立や孤独ということを白杵のまちからなくしたいと考えています。柔らかなさまざまな支え合いのネットワークをつくり、安心して暮らせる白杵をつくっていきたいと思っています。

## 既存制度を使い、 オール熊本で取り組む

**大村裕司** 熊本県は45市町村があり、人口は約180万人です。町村は31あり、全国でも5番目に多く、県の面積も全国で比較的広い部類に入ります。

生活困窮者自立支援をどう進めていくか。県として最初に考えたことは、入り口をたくさんつくり、間口を広くすることと同時に、出口をたくさんつくっていこう、ということでした。その結果、現段階では45市町村すべてに相談窓口が設置できていますが、一括して県社会福祉協議会に委託しています。町村の社協には窓口を置くという仕組みです。町村社協7か所に置いた主任相談支援員が各社協をバックアップしていく。さらには地域資源の開発などを行うという体制を取っています。

任意事業は、45市町村のうち44市町村がすべての任意事業を実施しています。残りの1市も2016(平成28)年度からは取り組みます。いろいろな課題はありますが、現段階ではオール熊本で進めていく体制は整備できたと思っています。

なぜオール熊本の体制が取れたか、その理由は大きく5つあります。1つ目は、2008(平成20)年に就任した蒲島郁夫知事に、貧困から脱するためには教育の力が大事であり、支援

が必要だという強い思いがあり、県としても生活困窮世帯の子弟に対する学習面の支援を中心にこれまで取り組みをしてきました。



熊本県健康福祉部長寿社会局 局長 大村裕司

2つ目は、熊本県では、10数年前から、たとえばホームレス対策やシェルターの整備など、貧困者の問題に向き合ってきました。2009(平成21)年度から生活保護受給者に対する自立支援プログラム策定事業を県が中心となって全県的に取り組みをしてきました。

3つ目は、県社会福祉協議会が非常に積極的であったことです。熊本県は、県社協に自立相談支援窓口を委託し、県社協から町村の社協全部に窓口を置くという提案をいただきました。

4つ目は、任意事業の共同実施を各市町村に呼びかけたことです。県内には14市ありますが、県との共同事業として取り組んでいる市町村は、就労準備支援で11市、家計相談で9市です。

5つ目は、担当課のスタッフ3人が非常に高い志で困窮者支援に取り組んでくれていることです。情熱を持ってやらないとなかなか前に進まない取り組みであると思います。

相談実績は、9月までの月当たりの人口10万人当たりの平均件数で、新規相談が16.4件、プラン作成が2.7件、就労支援対象者が1.6件です。就労者は162人、増収が136人です。

熊本県では、地域の中での居場所、交流の場として「地域の縁がわづくり」を進めてきました。空き家や福祉施設に併設するなど、県内に520か所あります。そうした場所を活用して、ひきこもりの人の居場所づくりやお弁当の配食サービスをして見守りをしていきたいと考えています。

また、県内に現在23万人いる認知症のセンターを活用して、高齢者の在宅世帯の見守りの仕組みをつくっているところです。認知症に限らず、地域の生活困窮者を支える体制をつくっていかなければいけないと考えています。

## 連携や資源開発の ポイントは?

**駒村** 村木さん、今の3自治体の取り組みについて、もっと聞きたいというポイントをいただけますでしょうか。

**村木厚子** 一人の人の課題に寄り添っていくいろいろな社会の問題、地域の問題を解決しなければいけなくなり、それが地域づくり・まちづくりにつながっていくのだと思います。しかし実際は、福祉の部局からほかの部局へのアプローチが非常に難しいという話が出て



前厚生労働省事務次官 村木厚子

きています。いろいろな部局とうまく連携する方法をお聞きしたいと思います。

また、任意事業も少しずつ進んでいますが、その前提としての自立相談支援事業は、声を上げにくいたる人たちに手を伸ばすというとても難しい事業です。こうした人に手が届く方法を教えてください。

最後に、どうしたら出口の職場や職場体験を見つけられるかをぜひ聞かせてください。

**山仲** 市役所には縦の仕組みがあり、通常は福祉部門と税金部門はなかなかつながりません。税金の担当者にとっては滞納が減らされること、教育委員会の職員にとっては給食費の滞納が減らせることなどは、自らの仕事にプラスになります。生活困窮者の課題や就労支援ともつながりますので、課題の共有化が図れ仕事が一段と進む仕組みをつくることが第一です。

**中野** 生活困窮の背景は多種多様で、行政の中でもいろいろな課が連携して取り組むことが大前提です。白杵市では、「協働まちづくり会議」をつくり、部局を超えたテーマを検討します。それぞれの役割を分担して持つて帰りますが、最終的には、「この問題は市政の重要課題だから絶対やるぞ」と市長が職員に号令をかける必要があると思います。

白杵市では、民生委員と社協の地区福祉委員が細かく自分たちの地区をまわって、生活困窮の人たちの悩みを聞きながら、うまく総合相談窓口につないでくれています。日頃からそうした活動があるので、生活の総合相談の件数がとても多いです。

働く場づくりは、担当職員が一社一社企業を回って、「こういうことをやりたいんです、ぜひ協力してください」という説明と説得を積み重ねてくれています。

**大村** 熊本県の場合は社協に相談窓口をお願いし、生活保護は県の事務所がしています。物理的に離れていますので、連携を強化することが今の課題であり、相談支援員のスキルアップも重要だと思います。

資源の開発については、県の立場としては、地域の取り組みをほかの地域に広めていくことや、財政的な部分で応援させていただいてモデルを開発することかと思います。補助金を出すだけではなくて、一緒になって開発していく気持ちを持ってやっていくことが大事だと思っています。

**駒村** 野洲市の債権管理条例は、正直に言うと、よくこれができたなと驚いた取り組みです。臼杵市は従来から取り組んでいることをいつそう充実させていくという動きもあっておもしろいと思います。熊本県の町村部との連携の難しさは、きっとほかの自治体でも悩んでおられる部分かと感じます。村木さん、県の役割は、広域の可能性もある一方で、市町村との関係やまちづくりという面では難しい部分もまだ残っているのかと思いますが、この点でお話しいただければと思います。

**村木** 熊本県のように、県社協から市町村の社協まで下ろしていくなど、広域だからこそその強みがあります。中山間地域は県の力に頼るしかありません。市は、産業政策、労働政策にはあまり強くありません。そこは県に補つてもらうとありがたいのかなという気がします。お金を出すだけではなく、県が持っているツールを活かしてくれるとうまくいくのかなという気がしました。

## 制度をどう進めて まちをつくるか

**駒村** 最後に、今後この制度をどういう形で進めていくか、決意をお話しいただければと思います。

**村木** 問題を発見する感性と、それを解決する知恵、企画力と、これが大事だと訴える力、この3つの力がすごく大事なのかと思いました。私はもう一市民ですが、後輩たちにもお願いをして、国もそのパワーをさらに磨きたいと思います。

**大村** 困窮者に優しいまちは、すべての人々に優しいまちであると思っています。現場としっかりととした人間関係、信頼関係をつくりながら、取り組みを進めていきたいと思っています。

**中野** 生活困窮者は、一人ひとり、非常に複雑な事情を抱えています。心を解きほぐしながら、ベストなプログラムを組んでいくことを大前提にしなければなりません。臼杵は安心して暮らせるための全体的なネットワークづくりの中の一つに生活困窮者の対応も考えています。まちづくりは、最終的には社会保障を支える側の人たちがたくさん増える仕掛けをつくることではないかと考えています。

**山仲** 法も大事ですが、専門性とか専門職、そこに裏打ちされる財源が何よりも大事です。自治という視点から市民本位で法律や制度設計のバグやセキュリティホールを見つけて戦略を打ち出していくしかない限り、個々の現場での市民の実態は改善されないと思っていますので、ぜひ皆さんと力を合わせていい方向に持っていくたいと思



います。

**駒村** リーダーシップは非常に重要なことは確かだと思います。今日は進んでいる地域、自治体の話が聞けたと思いますが、一方ではまだまだの地域もたくさんあるかと思います。これからますますこの制度が充実して、第3回の大会ではより深い議論ができる事を期待しております。



## 政治の力で元気な地域を! 政治家が語る生活困窮者支援

### ◆パネラー

自由民主党参議院議員 ..... 福岡 資磨  
公明党参議院議員 ..... 山本 香苗  
民主党衆議院議員 ..... 西村智奈美

### ◆コーディネーター

東京大学 ..... 名誉教授 大森 弘

**大森彌** このセッションは、政治の現場における若い方々が生活困窮者支援の今後をどうお考えになっていくのかという趣旨で企画しました。

まずは、生活困窮者自立支援法が成立したことの意義について、自由な切り口でお話していただきたいと思います。



東京大学名誉教授 大森彌

## 日本の社会保障制度の大転換

**福岡資麿** 今までの福祉は、どちらかというと行政の縦割りでした。縦割りの強みはスペシャリストがいることですが、いろいろな悩みを抱えている場合、それを横断して受け止める窓口



自由民主党参議院議員 福岡資麿

が現状ではありませんでした。

生活困窮に至る人はいろいろな要因が絡み合っていますから、そこに横串を刺して全体を俯瞰して相談を受けてもらう、丁寧に寄り添った包括的な支援プランを立ててもらうことの意義は極めて大きいと思っています。

今までも生活困窮者に対する支援は各自治体でも取り組まれていましたが、全国の市町村で福祉の水準が違うのは好ましくありません。こうした支援を行う仕組みを法律によって整えられたことは大きな意義だと思っています。



民主党衆議院議員 西村智奈美

**西村智奈美** 行政は、すべての人を救うという公平性を最優先したがります。ところが社会的孤立、経済的困窮に悩んでいる人たちに輪の中に入つてもらうためには、まず目の前にいる人をどうするかというところから始めなければなりません。それが可能になったのが生活困窮者自立支援法だと思っています。

第1のセーフティネットは雇用保険や社会保険、第2のセーフティネットは求職者支援制度、第3のセーフティネットが生活保護ですが、生活困窮者自立支援法は、第2と第3のセーフティネットの真ん中を厚くしようとつくられたものでした。これは日本の社会保障制度の大転換、福祉に対する考え方の革命的な法律だったと私は思っています。



公明党参議院議員 山本香苗

**山本香苗** 私は法律が成立して、かつ全国で一斉に4月からスタートしたという意義が大きいと思っています。制度に当たはめるのではなくてその人の状況に合わせて必要な支援につなげていく、これはものすごく画期的なことです。行政の待ちの姿勢の転換にもつながるものだと思っています。

人口が減少していく中で、国政において地方創生が重要課題として言われていますが、それぞれがいろいろな困難を抱えているかもしれないけれども、そこにいる人たち一人ひとりが力を発揮していくような仕組みをつくりしていくこそが地方創生であると思っています。生活困窮者支援がその制度の基盤になると思っています。

## 相談の体制づくりを

**大森** 生活困窮者自立支援法には、必須事業と任意事業がありますが、必須も任意も全部必要事業であります。ただし、それは現場の自治体の皆さんにとってはご苦労が多いです。国で大綱が決められていて、この法律は実施に入っていますが、現場の市町村、都道府県に対しての期待などをご発言いただきたいと思っています。

**西村** この法律で問われてくるのは、自治体の総合力だと思います。この法律は公平性から一步外に踏み出してみようという取り組みですで、ぜひ関わっておられる皆さんの踏み出す力で背中を押していっていただきたいと思っていますし、私たちの仲間たちも地域だと押しする仕事は力いっぱいやらせていただきたいと思います。

**山本** 現場の市町村に期待することは、しっかりと幅広に相談を受けていく体制づくりです。相談員を置くだけではなく、「助けて」と声を上げられない人たちのアウトリーチも含めて、関係機関でキャッチした人は窓口にしっかりとつないでいくことをしていただきたいと思っています。

そして、窓口で受けた相談を解決していくために、必要な事業を着実にしていただきたいということです。特にその中でも就労準備支援事業は重要です。人手不足になっている企業との間に立つて、きめ細やかに仕事の切り出しをして、働く場所をつくる就労準備支援事業を活用すれば、地域に多様な人材の確保ができるのではないかと思います。少しでも多くの自治体に実施していただくことを期待しています。

**福岡** 生活困窮になった人はいろいろな要因が絡み合っていますし、それぞれ解決に至る道筋が違います。その人にしっかり向き合ってきめ細かな対応をする、そのことに尽きるのではないかと思っています。

入り口の部分では、窓口の名称や広報の工夫の必要があると思います。また、ほかの関係機関の窓口に来た人を誘導する仕組みをしっかりつくってもらうことも大きな課題です。

出口では、きめ細かに対応するツールが必要

だと思っています。幅広い見地での連携も図りながら、なるべく幅広い受け皿を整備していくことが必要だと思っています。

## セーフティネットの構築を 社会の機運に

**大森** 最後に政治家としてのお立場を踏まえつつ、制度全体に対してのお気持ちを語っていただきたいと思います。

**西村** この法律の肝の部分は任意事業だと思います。任意事業を抜きにした生活困窮者自立支援法はあり得ないと思います。

政策や行政はトップが代わると変わってしまうことがあります。しかし、実績を積んでいけば、政治がこの先どうなってもその仕組みは必ず残ると思います。私も皆さんと一緒によい仕組みにして残していくようにこれからも全身全霊を懸けて頑張ります。

**山本** この制度が持続的にさらにブラッシュアップしながらいい制度になっていくように一緒に

に私も頑張らせていただきたいと思っています。また、一人親世帯や子どもの課題にもしっかりと手が届くような制度にしていきたいと思っていますので、地方議員の皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

**福岡** 法律をつくって終わりではありません。実際の実施状況も見ながら先を見通して、私たちもその責務を負っていかなければなりません。

担当の部局だけ、それに関わっている方だけではなく、社会全体がセーフティネットをしっかりと構築していくという意欲を、社会全体の機運として高めていくことが非常に重要ではないかと思っています。

**大森** 生活困窮者自立支援法は、政党・会派を超えて一致してご支持していただけたものだと思っています。政治に対する強い期待は、世の中で困難を抱えていたり、悩んでいたり、どうしようもない、明日がないと思っている人たちにも陽を当てていく、ということではないかと思います。今回の自立支援法はそのことを明確に法律の形にしました。皆さんには挑戦者として新しい日本の社会をつくっていただきたいと思っています。



## 徹底討論

### 「孤立させない支援を考える」

#### ◆登壇者

藤里町社会福祉協議会……………会長 菊池まゆみ  
法政大学現代福祉学部……………教授 湯浅 誠  
独立行政法人国立病院機構……………副理事長 古都 賢一

#### ◆コーディネーター

NPO法人抱樸……………理事長 奥田 知志

**奥田知志** このセッションのテーマは「孤立させない支援を考える」。これには二つの枠組みがあると思います。1つは、制度をどう理解し、どう実行していくのか、もう1つは、この制度を手段として、孤立しない地域社会、孤立させない地域社会をどう考えるかということです。

まずは切り口として、制度の話から入りたいと思います。この制度が本格始動して半年がたちました。登壇者の皆さん、この制度の設立に関してはさまざまに関わってこられました。この半年間でどんな風景が見えているのか。この制度ができるて何をどう感じておられるかお話しitただきたいと思います。



NPO法人抱樸 理事長 奥田知志

## 制度から何が 見えてきたのか

**湯浅誠** 制度が始まって半年ですが、今までモデル事業に取り組んでいなかったある自治体の職員が、「すごくおもしろいですね。委託に出すのがもったいない、直営でやりたい」と言いました。これが、今年度から始める人たちの中で聞いた一番前向きな言い方でした。

それ以外は戸惑いの声や反発の声も少なくなく、「何だかわけのわからないことを始めている」という感じが少なからずまだあります。



法政大学現代福祉学部 教授 湯浅誠

ただ、最初は反発とか戸惑いがあるのは当然で、おそらく5年から10年は底上げ期間になるのではないかと思っています。この時期をどう過ごすかが大事なのではないかと思っています。

**古都賢一** 私は2008(平成20)年に、厚生労働省社会・援護局の保護課長でした。社会・援護局の仕事は1997(平成9)年から関わっています。

私が保護課長をしているときに、湯浅さんからディープインパクトを与えられました。2008(平成20)年12月30日の日比谷年越し派遣村の入村式は、NHKの昼のニュースで知り、びんときました。家を失った人はいろいろな意味で生活が困難になる、まさにそのことをストレートに表現されていて、その後の取り組みの中



独立行政法人国立病院機構 副理事長 古都賢一

で何が必要かを一生懸命考えていたと自分自身は思います。

その後奥田さんに会って、「住まいがなくなるのはどういうことか分かりますか」と言われました。住まいがなくなると雨露をしのげないのは当然ですが、電話が引けないので活動をしようと思っても連絡がとれませんし、銀行に口座を開けません。そういうお話を伺い、お二人からいただいた宿題を私はずっとやり続けていたのではないかと思っています。



藤里町社会福祉協議会 会長 菊池まゆみ

**菊池まゆみ** 秋田県藤里町の取り組みは、ひきこもり支援とよく言われますが、本当は若者支援をしたかった。立ち止まっている若者ほんのちょっと一押しできるような支援ができればと思いながら事業を始めようしたら、「対象者を明確にせよ」と言われました。それで「引きこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業」と、「等」をつけました。何とかいろいろな人を拾いたいという思いで2010(平成22)年にスタートし、福祉の拠点「こみっと」を開設しました。

生活困窮者自立支援制度と似ていると言われるこの事業は、5年半がたち、ある程度対象者、問題、課題が見えてきたかと思います。この事業を開始したとき、私たちの名簿への記載にOKを出してくれた人は113人いました。

いま残っているのは25人ですので、ある程度成果が出たのではないかと思っています。そろそろ次の展開に移ったほうがいいのかと思い始めているところです。

## 生活困窮者とは 誰のことなのか

**奥田** 制度になると、「ひきこもり者」などの属性が出来てしまいます。一番意味があったのは「等」だったという話が出てきました。

今回、生活困窮者自立支援法の第2条にこれは誰を指すかということを書いていますが、よく読んでもよく分からぬ。生活困窮者とは、誰ですか。実際に現場ではどうとらえていますか。

**菊池** 対象者は、どんどん分からなくなってきたというのが本音です。現在、私たちからの情報提供を受けたいという人のなかで、ひきこもり歴ゼロの人が99人、不明の人が30数人います。高校卒業の予定だけれども、就職先が決まらず、家でゲームばかりやっているし、家にいると昼夜逆転が始まってしまうから、とりあえず母親が「こみっと」に行かせる、という形で来ています。ひきこもり歴ゼロなのに、私は誰を対象にしているのか。就職しても不安定な人が多くて、「3か月だけは仕事があるけれども、その先はどうなるかわからないから情報がほしい」と言われます。「引きこもり者」で始めたが、学校にも仕事にも所属していない、所属先が不安定だという人たちがいろいろな形で支援を求めているのかもしれませんと思つています。

## 「孤立」の問題を考える

**奥田** 生活困窮者自立支援制度は、経済的困窮のみならず社会的孤立という、孤立の問題を非常に大きくとらえたのが大きな特徴でした。社会的孤立を制度に載せることを考えられたとき、どういう苦労がありましたか。

**古都** 私なりに整理をすると、「明白知(経済的困窮)」と「暗黙知(社会的孤立)」の統合という意識づけは、2012(平成24年)に奥田さんに入っていただいた審議会でも行われていました。

札幌市で生活保護を申請していて受給できずに亡くなった姉妹がいました。さいたま市で地域と関係性を絶った老夫婦が餓死をしていました。立川市で障害児を抱えている母子家庭のお母さんが家で倒れて、障害児が助けを求められず亡くなりました。こうしたことは、経済問題だけではないものも含んでいますし、なぜ地域で孤立したのかという点があります。

私たちは、経済的困窮をしている人は多くの場合は社会的孤立も重なっているはずだという観点からスタートしています。法律の立て方だけで見ると経済的困窮が出ているのは確かです。しかし、決してそこを分けているわけではありません。

**奥田** 古都さんがおっしゃった「社会的孤立」のケースは、本当に孤立無援の状態で孤独死、孤立死しているというイメージに近い事例だったと思います。

菊池さんのお話であった、お母さんの紹介で「こみっと」に来られるという話は、その人に家族はいます。そうなると孤立というより社会関係不足のようなものであって、親がまわりに

いてもそれだけではうまくいかないという点に着目します。菊池さん、現場ではどんな状態が孤立と考えていますか。

**菊池** 私は、「こみっと」の支援を始める前は、社会的に孤立している人は特別な事情を抱えた人という思いがありました。訪問しているいろいろな人の話を聞いてみると、学生時代に仲間と一緒に就活しても、落とされ続けてきたという厳しい状況にある人がいます。中途退職してたった一人で就活を始めても、何から始めればいいのかわからない人がいます。ふるい落とされて自信をなくして、就活を諦めるのではなくて先延ばしにしてちょっと休もうと思ってしまう、そういう層の人たちがいました。それは「社会的孤立」とはちょっと違うのかもしれませんのが、所属するところがないということは大きな問題になるのではないかと思い始めています。

社会的孤立をしている・していないという目線だけではなく、所属するところがない人たちは支援を求めている人たちかもしれないというイメージを持ったほうが入りやすいのではないかと思っています。

**奥田** 先日、ある自立相談支援事業者に、「今まであった一番ユニークな相談は何ですか」とお聞きしたら、「猫の飼い方を教えてほしいと来た」と言います。普通、猫の飼い方が分からなかつたら、家族で相談したり、近所で猫を飼っている人に聞いたり、ペットショップで飼い方を教わります。その相談を受けて話を聞いているうちに、家庭・家族の問題がどんどん出てきて、なぜその人が猫の飼い方を教えてほしいと言ってきたかの背景が見えてきたと言います。

菊池さん、現場の実際問題としてずっと関わる、断らないことをスタッフが実際にやっています。

くのは相当たいへんな作業になるのではないでしょう。

**菊池** おそれていたほどではないというのが印象です。たとえば、知的レベルが低く、2、3か月で仕事をクビになってしまう人がいました。その人を、掃除を頼みたいというところに紹介しました。「ここの部屋を掃除してください」と頼まれると、何もできず、黙って立っています。けれども、「このモップを使うの」「このテーブルをこっちは押すの」と私たちが関わることで、できるようになります。できるまでつき合えば大丈夫です。2~3か月に1回、相談に乗ることはありますが、もう3~4年継続しています。

私たちがやっていることはほんの少しですが、就職して自立したからと手を離してしまうともつたない。就職しても私たちを必要としている間は来るのだから、そういうときに予防的な意味でも支援を続けています。ひきこもりになるまで待って支援するのか、その前に何かあるときに少しだけ支援するのか、どちらの効率がいいかは明白です。

## 支援の終了をどう考えるか

**奥田** 今回の制度は、国の制度の中で言うと「支援開始」と「支援終了」というタイミングがある意味明確になっています。そういうのをどうとらえていますか。

**古都** 支援の期間は本人の状態で変わるし、地域の事情でも違うので、早い段階から支えていたらすっと離陸できる人もいるし、かなり厳しい状態なのでさまざまな方法をやって時間がかかる人もいます。本来は1年などと期限

を決めて行うことではありません。

しかしながら、自治体では、何人の人をケアしたらいいのかという目安を財政当局にも説明しなければなりませんので、どこまで受け入れる、支援の効果を評価する、という議論が必要です。ただし、それは一つの目安ですので、相談が来たときに視野を広げて支援することで早い段階で自立に向かう人もいるだろうし、地域の関係ができる人もいて、それで幸せになってくれればいいことだろうと思っています。

**湯浅** 私は、財務とは世間だと思います。財務が厳しいというよりは世間がそう思っているのです。半年間笑わなかった人が笑ったら「すごい」と思う現場の手応えがあるから頑張れるといつても、それは一歩離れるとまったく分かつてくれないこともあります。「結局、就職したのか」と聞かれるわけです。

これは私たち自身が、どう外の人たちに成果を見せるか、あるいはそれをどう理解してもらうかということにかかっていて、そこは人の問題にしないほうがいいと自戒を込めて思います。

## 地域の課題から制度を見る

**奥田** この制度は、自治体が実施主体です。自治体の温度によって地域の色合いが変わっているのが現状です。単に制度の中だけで物を考えるのではなくて、自分たちがグラウンドプランみたいなものを持っていて、そこに制度がどれだけ使えるかを考える。

藤里町はそういう地域づくりを先駆的にされてきた地域です。最終的には孤立しない地域をどうつくるか、生活困窮者自立支援社会

とか自立支援地域をどう創造するか。そこで実践を最後に報告していただきます。

菊池 「引きこもり者等」の「等」でも拾えない人たちがたくさん出てきて、私はいったい何の事業をしているのだろうと思っていました。生活困窮者自立支援制度に乗ると、そうした人の支援ができます。しかし残念なことに、藤里町は人口3,600人で福祉事務所もありません。やりたくても参入できない立場にあります。そこで考えて始めたのが「町民全てが生涯現役をめざせるシステムづくり事業」です。

デイサービスを使い始めたからといって、すべての能力がなくなったわけではありません。足腰が立てなくなったら手でできる仕事に参加しよう、手が動かなくなったら口だけができる仕事もあるだろうという発想で、今年度から始めています。デイサービスを利用していても、山菜の皮むきなどはお手のものです。

人づくり事業とか若者支援事業、仕事づくり事業は、まさに今まで「こみつと」がやってきたことの対象枠を広げていくことです。私の感覚では、ひきこもりの人たちを「引きこもり等支援」で支援をしなければいけない時期は半年か1年です。引きこもり等支援から、単に就職できていない人たちの支援に変わっていきます。

高齢化率43%の藤里町では、単に就職できていない人たちは貴重な若者です。まだ就職できていない期間は、地方創生や人づくり事業など、地域貢献に走り回るとしてもたいせつな人材という観点です。

事業は、そういう人たちの力を活かすものだと考えていますので、生活困窮者自立支援制度という発想を少し変えて、地域のためにいろいろなことに参加したい人たちと見れば、対象が広がると同時にできる事業が格段に違ってくるような気がします。

奥田 この制度で何ができるかという発想ではなく、この地域の課題は何かというところから制度を見る。現場のニーズに合わせて必要な形を考え、それに使える制度は何か、という発想で動いておられます。

## 連携の作法

奥田 先ほど、打ち合わせのときに、湯浅さんは興味深いことをおっしゃっていました。「連携の作法」について、教えてください。

湯浅 「連携で」と散々言われてうんざりしているのか。うまくいかないからそれが必要だという話が尽きないんです。結論めいたことから言うと、相談者に向けている気の使い方を連携相手にも向ければいいと思っています。

相談に来る人は何を言おうとしていて言えないのかとか、言っていないことの背景に何があるのかとか、どう言えばこの人に届くのかとか、どうすればこの人のリアリティと自分の言葉が切り結べるのかとか、私たちはすごく気を使います。何とかその人が気持ちを立て直して自分で動こうという気持ちになってくれるように一生懸命あの手この手で働きかけます。そのエネルギーや気の使い方を連携相手にもすることが、連携の作法をつくっていくことなのではないか。本人中心はもちろん大事ですが、連携相手を道具視して、利用主義的な関係で、そのあたりの作法が足らなかったと自戒を込めて思っています。

さらに、これをどこかでまとめようという力学も働くと思います。それは政治的なものかもしれないし、社会的なものかもしれません。そのときに、いろいろな世代のいろいろな状態の人

に対応していく、包括にまとめていくことを私たちが先手を打つべきだと思います。なぜ先手を打つべきか。そうでないとコストカットに使われるからです。こっちから言わないと費用削減みたいな論理が出てきます。私たちから、そうしたことをまとめ上げていくための連携の作法をきちんとつくっていくという問題意識で5年、10年やっていくのが基礎固めの時期という意味ではないかと思っています。

## このまちでどう生きたいか

奥田 古都さんは、講演で地域についていつも述べられていますが、まさにこれは地域づくり、まちづくりを目指していくということです。その点について、お聞かせください。

古都 「地域福祉が重要」とは、制度は道具にすぎなくて、自分たちはこのまちにどう生きていきたいのかを住民自身が考えて制度をうまく使ったり、自分たちの力をうまく使ったりできるようなまちづくりになっていかなければならぬというのが私の思いです。制度が全部隙間を埋めるわけではありません。それを超えて隙間を埋める役割を人に期待したいと思っています。皆さんのが自分のまちに帰って、このまちでどう生きていきたいかをみんなで話し合う機会をつくることから始めてほしいと思っています。

奥田 私は社会保障審議会で、人間の幸せとは何か、そこから考えないと就労支援の仕組みだけをつくっておいてもぴんとこないのではないかという話をしました。でも今の話を聞くと、制度は道具だと、最終的にはこの地域がどういう地域で、私たちはどう生きたいと思っている

のか、そこをもっと話し込まないといけない。

3年後の見直しが迫ってきます。制度の議論も大事ですが、集約される時期に次のステップに持っていくかが勝負だ、そのためにはわれわれが目指すべき目標みたいなものを明確に描かないといけないのでないか。まさに地方創生等で問題にされている話など、いろいろなことも含めたテーマではないかと考えています。ありがとうございました。



1日目夜の大懇親会は盛況

## 分科会◆レポート

- 分科会1「再入門！生活困窮者自立支援法」……………相原 真樹  
分科会2「自立相談支援 どう受け止めるか、いかにつなぐか？」…………所 正文  
分科会3「生産現場を変える就労支援 就労準備支援」……………浅井 智子  
分科会4「中間的就労とは何か？就労訓練（中間的就労）」……………氏家 武則  
分科会5「家計相談が取り持つ就労と自立 家計相談支援」……………上村 正朗  
分科会6「貧困の連鎖を止める 子ども・若者支援」……………山屋 理恵  
分科会7「生活の基盤をどう再生するか？一時生活支援」……………掛川 直之  
分科会8「困窮者支援で自治体が変わる 自治体／仕組みづくり」……………齋藤 昭彦  
分科会9「施行半年－実践報告と事例検討」……………小野 信一

# 分科会 1

## 「再入門！生活困窮者自立支援法」

### ◆パネラー

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊  
社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局参事兼  
地域福祉課長 勝部 麗子  
高知市生活支援相談センター 副センター長 中島 由美  
厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援 自立支援企画調整官 鎌木奈津子

### ◆コーディネーター

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 原田 正樹

190人あまりの参加者で分科会1が始まった。

実践事例を通して、パネラーから相談支援事業や就労支援などの考え方を学んだ。

### 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会

釧路市では、産業の衰退により、生活困窮者とともに生活保護者世帯が増加した。福祉事務所は自立支援プログラムに取り組んだ。この取り組みでは自尊感情を高め、居場所を作るという新しいケアの考え方方が導き出され、生活保護改革への転換となった。この経験をいかし、生活困窮者支援では中間就労の幅を広げ、市民・当事者感覚で進めることが地域づくりにつながった。

生活困窮者庁内連携連絡会議、釧路圏域協議会、釧路生活困窮者自立支援検討委員会などの横のパートナーシップが地域を支える。企業との連携においては、企業の困っていることを知り、企業の文化をアセスメントして、当事者にオーダーメイド型の支援をしている。連携にはパートナーシップが必須である。今後、生活困窮者自立支援法はしばりや狭間が出てくる可能性がある。

### 豊中市社会福祉協議会

生活困窮にはさまざまな理由で陥るが、従来の制度では相談の窓口がなく、SOSを発信することはできなかった。豊中市では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が中核となり、小学校区ごとに「なんでも相談窓口」を設置し、身近な窓口づくりをした結果、保護課への相談はなくなった。生活困窮者をアウトリーチし、どんな支援が必要であるかをアセスメントして、オーダーメイド型の出口支援を伴走型で支援していくことにより就労支援の方向へと進む。

生活困窮者自立支援総合相談の鍵は、①入口と出口づくり(早期発見ネットワーク／一人ひとりの役割があるから一般就労だけが出口ではない)、②本人の自己肯定感を高める徹底した本人尊重、③翻訳機能(事業所と本人、行政と本人、地域と本人の間をつなぐ)、④SOSが言える・気づける地域づくり、⑤開発力(セーフ



ティネット事業を作るなど、ないものを作る)、⑥できる・できないだけのワーカーではいけない、本人の生活から支援を組み立てる、⑦本人だけではなく、家族全体の見立てが大切、⑧本人と目標を共有しながら、スマールステップを積み上げる、⑨諦めない心、人を支える私たちが先に諦めてはいけない、⑩援助関係つくり、苦しい思いを受け止める。相手と徹底的に話し、今あるその人を理解すること。

### 高知市生活支援相談センター

高知市では、複数の課題を抱え相談に来る人や、食べ物がない等の緊急性のある相談が多い。家計の計算ができない等の相談が多くあり、就労関係の相談はない。

行政や社協から相談はあるが、情報交換や連携はない現状であった。当事者本人が能力的にできる場合は情報提供で終了していたため、本人にとっては「たらいまわし」と感じる対応であった。現在は、電話相談や来所相談の傾聴、窓口への同行支援、随時・定期的な相談員のミーティング、関係課と情報提供シートを用いて顔と顔での情報交換と連携を行っている。支援に関わる人の教育に踏み込み、支援の質を高めるとともに、生活困窮に不隨する複合的な課題などを定期的・隨時に調整会議で協議している。

2015年度から既存の法体系で対象にならない人たちに対して一時生活支援事業を、家計の管理の問題をかかえる人たちに対して家計相談支援事業を開始している。「あそこに行ったら助けてもらえる」と市民が感じるよう「見える化」をしていく。

### 厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室

全国動向を踏まえた3つのポイントを伝授。

- ① 相談件数が数値から減少している。新規相談受付件数を増やし、支援を広く届ける。
- ② プラン作成によって、質の高い支援を提供できる。
- ③ 出口づくりまでを視野に入れた福祉分野以外との連携体制を構築する。

コーディネーターの日本福祉大学社会学部の原田正樹教授から、次のようなまとめがあった。

- ① 支援の「見える化」はプラン策定から
- ② 支援者自身から新しい援助方法を見出す
- ③ 就労先のニーズでつながる
- ④ 支援側の研修
- ⑤ 事業の継続性などの環境調整

(一般社団法人釧路社会的企業創造協議会  
相原真樹)

## 分科会2

# 「自立相談支援 どう受け止めるか、いかにつなぐか？」

### ◆パネラー

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」センター長 兼主任相談支援員 守屋 紀雄

久留米市健康福祉部生活支援第2課 主査 小山 敬介

一般社団法人社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン運営委員 朝比奈ミカ

### ◆コーディネーター

大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授 岩間 伸之

### 分科会のねらい

コーディネーターの岩間伸之さんから、「自立相談支援として、新しい相談支援のあり方は何か、今までの相談とどう違うのかを確認したい。特に、相談の入り口では対象をどのようにとらえるか、いかに狭間の対象に立てるか、アウトリーちできるか。そして出口では、相談者がいかに社会参加できるか、多様な社会参加を提供できるかなどを議論したい。この分科会は入り口と出口をつなぐプロセスに焦点を充てる」と説明があった。

### 地域福祉型の自立相談支援をめざして

堺市社会福祉協議会 堀市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」の守屋紀雄さんは、行政から委託を受ける立場からの実践を報告した。堺市の特徴は、制度設計の段階から地域福祉型の自立相談支援をめざしてきたことにある。市社協の強みを活かし、地域の中に相談拠点を設け、民生委員児童委員と連携した地域アウトリーちの実践と、民間の人材派遣会社のキャリアカウンセラーと一緒にした就労支援のノウハウの

紹介があった。

アウトリーちをすることにより、相談者にすぐ対応ができるというメリットと、連携して対応することで、民生委員・児童委員など地域支援者への支援力が向上するというメリットが強調された。

また多くの相談者は、生活と就労の両方の支援を必要とし、何から手をつけていいかわからなくて混乱している場合が多い。キャリアカウンセラーとペアを組んだ支援は、生活と就労を切り分けながら、順序だてて支援できる利点があるとの報告があった。

### 委託事業者と意思疎通のキャッチボールを

久留米市健康福祉部生活支援第2課の小山敬介さんからは、行政として委託をする立場で、悩みながら推進している状況が報告された。4月、5月は直営、その後はグリーンコープに委託して事業を行っている。事業開始当初は対象者の把握に力点を置き、地区別に分析した結果、孤立に陥りやすい都市部に対象者が多い傾向が判明した。また、相談対応を行う中で、改めてメンタルヘルスの課題を抱えている人が多いこともわかつた。相談が次の関係機関につながる

かつたケースを課題視しており、伴走支援の方法を模索していると説明があった。また出口支援としてのグリーンコープの食糧支援やハローワークとの連携が紹介された。

これまでの事業とは違い、「対象者が雲をつかむようで戸惑った」と言う。行政として評価軸をきちんとつくり、委託事業者と意思疎通のキャッチボールをしっかりととていきたいと今後の抱負を語った。

### 掴みにくいニーズを連携で対応したい

社会的包摂サポートセンター よりそいホットラインの朝比奈ミカさんは、匿名でも24時間365日電話相談ができる「よりそいホットライン」の活動を報告した。

よりそいホットラインは、相手を選ばないことが特徴で、1日3万件の相談が寄せられ、11の地域センター、38のコールセンター、6つの専門ラインで対応している。相談の電話をかけてくる人は、DVや犯罪など、顔の見える関係では相談しにくい人たちが多く、リピーターも多い。はじめから氏名を名乗る人はおらず、数回の相談を経て住んでいる地域が判明し、地元の社会資源につな

げていくという繰り返したという。相談者は、自分でニーズを表明する力の弱い人が多く、いくつかの段階を設定して、相談者が地域の専門機関に相談できるようになるための練習をしているとの報告があった。

最後に、よりそいホットラインのような広域の事業と地域に密着した相談機関が、縦横の連携でセーフティネットを創ることで、つかみにくいニーズにアプローチしていきたいと力説した。

会場からは、制度の狭間の問題に対応することと公平性の問題をどのように考えたらよいのか、複雑な相談支援に取り組むワーカーのサポートをどのようにしているか、アウトリーちとしての地域支援者へのアプローチの仕方など、実践していく中で感じられたであろう切実な質問が出された。

最後に、コーディネーターの岩間さんから、地域で苦しんでいる人を支援するために、入り口の部分である多様なアウトリーちのツールを確保することと、出口として地域の中で解決していく仕組みの必要性が会場で共有された。

(社会福祉法人堺市社会福祉協議会 所 正文)



# 分科会3

## 「生産現場を変える就労支援 就労準備支援」

### ◆パネラー

株式会社美交工業 専務取締役 福田久美子  
i.D.S株式会社(豊中鞆工縫場) 代表取締役 宮戸 義勝  
NPO法人就労継続支援A型事業所協議会 理事長 萩原 義文  
グリーンコープ共同体 専務理事 片岡 宏明

### ◆助言者

独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任調査員 山崎 憲

### ◆コーディネーター

A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 就労支援室長 西岡 正次

生活困窮者支援法の中に位置付けられている就労支援を広げていくためには、  
地域の中で多様な人たちが働く機会や資源をどう開発していくのかが問われている。  
本分科会では、企業による実践例に学びながら、就労支援のあり方について考えた。

### 企業の生産活動の中で、 取り組んできた4つの実践例に学ぶ

株式会社美交工業からは、障がい者やホームレス雇用を通して、職場内のサポート体制に力を入れたことが、職場全体のコミュニケーションの活性化や環境の整備につながった、という報告があった。当初リスクと捉えていた障がい者等の雇用が、会社の戦力となり、事業拡大の戦略につながって、人と環境とのつながりを大切にという企業理念の確立と、業界全体への拡大を志向する取り組みにつながったという。

i.D.S株式会社は、職人の業界と言われる鞆製造業において職人業を解体し、生産工程を徹底的に細分化。経験の少ない人でも取り組めるように、さまざまな失敗を繰り返しながら、若手の育成と高品質の生産を実現したという実践報告が

あった。障がい者の就労訓練に職場全体で取り組み、社員雇用できる人材育成で成果を挙げているという。

A型事業所協議会からは、障がいがあつても「働かない」という選択肢ではなく、自立に向けて少しでも努力するという考え方のもと、働くために必要な多様な体験を重ねられるA型事業に意義を見出し展開しているという報告があった。岡山県では、従来就労困難と思われていた障がい者が、この10年間で2,300人以上就労し、最低賃金を得ている。「定説を疑う」ということが重要であるという。

グリーンコープからは、ホームレス支援団体との出会いをきっかけとした抱撲館福岡の開設、「働く場づくり」としてのファイバーリサイクルセンターの開所や、グリーンコープの各職場を生活・職能・職業訓練の場にしたさまざまな就労訓練



について報告があった。就労支援を進める中で、自らの職場として日常的に最も大切にすべき点に気づけたことが大きいという。就労準備支援を実施する上での留意点や企業・事業所側への影響や配慮についても整理し、今後の広がりに向けて発信を行っている。

### 論点

#### 支援機関との出会いが、 変革のステップにつながる

どの実践も支援機関との連携がキーになっているが、実は出会い自体は偶然が多い。そこからの展開として、当事者との関わりを通じて、自分たちの問題だと思ったときに心が動く。必要を感じることを実践していくことで、本人も変わり、企業も変わり、就労へつながっていく。

#### 生産工程の細分化と やりがいとのトレードオフ

作業を細分化すると、通常やりがいが減退するといわれるが、仕事が複雑で高度だからといってやりがいを感じるわけでもない。自分の仕事が、全体の中でどんな位置を占めているのか、前後のつながりを意識し、それが価値のあることと思えるかが重要だ。多様なステップの中で、自分の目標を見るようになることが、実はやりがいを高めるポイントである。また、工程の細分化には、作業の効率化や平準化ではなく、質や技術力の向上を求めることが大切。できた商品を

どこに売り込むか(=実践例では高級ブランドというニッチを発見した)こそが学ぶべき点ではないか。

#### 企業側の困りごとを理解し、 支援者としてアプローチをしていく

実践報告した企業からは、自分たちの立場でこそ各地域でやれることがあるという発信が得られた。ただし、そこには中間支援組織や支援者との関わりが欠かせないことも確認された。企業側にとって、事業を展開する過程において、支援機関との連携は非常に重要で、常に協働が欠かせない。就労支援は、地域のとりわけ中小零細企業への支援という側面も持つ。就労準備支援や就労訓練を企業・事業所に広げていくためには、支援者側が企業と関係をしっかりとつくり、伝えていくことに加えて、企業現場が不安に思っていることや求めているサポートを理解し、解消していく姿勢や取り組みをどれくらい進められるか、が大きなポイントとなる。

### まとめ

法の要請として出口資源の開発が強調されながら、具体的な手段が確立されていない中、就労支援の事業を手段としてどう進めていくのか。可能性のある生産現場は地域の中にある。今後自治体、支援機関がどれくらいの機能を果たせるのか、これから各地の実践に期待を込めて、分科会は幕を下ろした。

(奈良県社会福祉協議会 浅井智子)

## 分科会4

# 「中間的就労とは何か？就労訓練（中間的就労）」

### ◆パネラー

社会福祉法人生活クラブ風の村……………理事長 池田 徹  
横浜市政策局政策課政策支援センター……………担当係長 関口 昌幸  
日本労働者協同組合連合会……………事務局長 田嶋 康利  
全国社会福祉法人経営者協議会……………制度・政策委員長 平田 直之

### ◆コーディネーター

大阪市立大学大学院創造都市研究科……………准教授 五石 敬路

生活困窮者自立支援法が施行され、全国の自治体で取り組みが始まっている。  
しかし任意事業である就労準備支援事業や就業訓練事業の認定などについては、  
取り組んでいる自治体自体が少ない現状がある。分科会4では、  
その中でも先進的な取り組みの報告があり、それぞれの課題について活発な議論がなされた。

### 生活クラブ風の村の、就労訓練（中間的就労）の意義と課題

池田徹さんは、「就労訓練事業の意義は、利用者を段階的に支援していくことがある」と発言。企業にとっては、社会貢献と人材確保につながる。行政の立場からは、困窮者の就労自立を通して就労訓練の場を作り、地方創生にいかにつなげていくことではないかととらえている。

その実現のためには就労訓練のガイドラインといえる対象者像をどう見るかが重要になる。なぜならば、障害者就業・生活支援センターには就労したい人が行くが、困窮者支援では前向きな人ばかりではなく、一人ひとりにあった一般就労に向かうための就労訓練が期待されるからだ。

生活クラブでは、就労訓練事業としてユニバーサル就労を実施。手帳の有無にかかわらず働きづらい状況にある人を、雇用型と非雇用型コミューターに分け、働く人の事情に合わせて就労形態や報酬を決めていく仕組みを作っている。非雇用型コミューターの運用は非営利企業に対してのみ行い、ブラック企業に対する防衛手段としている。課題として、非雇用

訓練と中間的就労は同じ第2のセーフティーネット。求職者支援訓練は給付金も出るが、中間的就労では最賃もままならない状況であるため、組合メンバーとして雇い入れ、最賃もクリアしている。韓国では就労訓練が給付型で運用され実績もしているので、日本でも中間的就労のなかで給付付きの職業訓練を2年ぐらい受けて一般就労に向かうことができるような体制が必要なのではないか」と話された。

### 全国社会福祉法人経営者協議会の、就労訓練（中間的就労）

社会福祉法人は、中間的就労を生み出していく社会福祉充実事業を実施していくことを期待されており、業務を切り出して行っているという報告があった。社会福祉法人が行う中間的就労では、就労支援の面が薄くて、中間的就労として働き続けることが前提となっており、一般就労に向かうのが難しいのではないかと質問があった。それに対して平田直之さんは、「専門的業務を切り出して行っているため、全体を見ることが求められる正規職員として迎えることには課題があり、現状はバックヤードの業務を担っていたいている。今後は一人すべての業務を行うことができるようになるのが課題」と説いた。

### 京都自立就労サポートセンターの、企業開拓

コーディネーターの五石さんからの指名で、参加していた「京都自立就労サポートセンター」も活動報告をした。同センターでは平成23年度から企業開拓に取り組み、有給の雇用型就労を進める。現在、登録企業は110社あり、135人の利用者が開拓先の企業で働き、そのうち42人がそのまま正規職

員になっている。「企業開拓にはインセンティブが必要だから難しいと考えている人が多くいるが、特に必要なサポート体制等、企業側にメリットを理解してもらうことで成り立つ」という報告があった。また、同センターは、京都府との連携により、京都府内の基礎自治体を広域にバックアップする体制をとっている。「都道府県は、中間的就労事業者を認定する業務のみに留まらず、広域的に支援体制を組まないと難しい面が多くあるのではないか」との課題が挙がった。

### 横浜市政策局政策支援センターの、子ども・若者の自立支援と「コミュニティ経済」

関口昌幸さんは、社会参加に困難を抱える子ども・若者を支援する最初の法律である「子ども・若者育成支援推進法」の意義を説き、横浜市での段階的な取り組みをとおして、若者が多様な他者と関係をつむぐ場や機会をできるだけ多く生みだし、社会全体で見守り支援するたいせつさを説いた。そして、課題解決のエンジンとなる「コミュニティ経済」と多様な主体によるプラットフォームづくり、クラウドファンディングの活用について報告した。

会場からは、「就労準備支援と就労訓練事業の違いがわからない」、「障害者就労支援のスキームをトレースした制度設計では、引きこもり等に対しても制度的な欠点が出来てしまうため、障害者就労支援の課題をしっかりと把握して取り組むことが必要なのではないか」などの意見があった。どの自治体も、就労訓練（中間的就労）に対してはまだまだ手探りで始めている状況であり、今後に向けたヒントが得られた分科会であった。（一般社団法人パーソナルサポートセンター 氏家武則）



# 分科会5

## 「家計相談が取り持つ就労と自立 家計相談支援」

### ◆前半パネラー

豊中市市民協働部くらし支援課……………主任相談支援員 小川 英子  
福岡県家計相談支援事業所(糟屋・筑紫)……………家計相談支援員 北島 千恵  
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会……………生活支援部長 桑田 哲志

### ◆後半パネラー

一般社団法人パーソナルサポートセンター……………代表理事(弁護士) 新里 宏二  
社会福祉法人全国社会福祉協議会……………理事・事務局長 渋谷 篤男  
生活協同組合連合会グリーンコープ連合……………常務理事・生活再生  
事業推進室長 行岡みち子

### ◆コーディネーター

明治学院大学社会学部……………教 授 新保 美香

新保:家計相談支援が本格的に実施され就労等とつながる豊かな内容が見えてきている。今日は課題と展望を語り合ってみたい。各自が考える家計相談のキーワードを。

### 前半の実践報告

小川:キーワードは「連動、世帯、将来」。就労支援は個人と現在が問題となるが、家計相談は世帯と将来を問題としている。豊中市では最初は就職がゴールだと考えていたが、今は就労を継続することが重要だと考えている。そのためには、ジョブライフとマネーライフを連動して考え、支援することが必要だ。

北島:キーワードは、「家族全体の支援と将来に向けた希望」。家計相談は、世帯の自立に不可欠であると考えている。支援件数のトップは家計相談であり、世帯の困りごとの多くは家計と関係している。

桑田:キーワードは、「状況把握の糸口として」。世帯の状況把握につながることが、家計相談の意義だと考えている。生活福祉資金貸付と、家計相談や自立相談支援との連携が課題だ。貸付時の相談を状況把握の糸口として位置づけ、自立支援につなげたい。

新保:事前の質問に対してコメントを。  
小川:税や水道等行政の徴収部門との連携が重要。支援プランを作るときに、家計相談の必要性を検討してほしい。お金の使い方にその人の価値観が表れるので、その人を理解するのに役立つ。  
北島:正しい支援方針を立てるには、正しい情報が必要だ。お金のことを聞くのは失礼なことではない。それを聞かないと、悩みや困っていることが分からず支援プランが作れない。一緒に考える姿勢を伝え、信頼関係を築くことが重要。

桑田:自立までのストーリーを描き、支援者と世帯が共有することが大事である。

新保:最後にまとめを。

小川:家計相談の視点から見ると、世帯の課題等の発見が多くなる。他の支援と連動し、世帯全體について将来を見越して支援することが重要である。

北島:家計簿をつけることがゴールではない。つけられなくても良い。支援機関等つなぎ先が多いので、日常的なネットワークづくりが重要。

桑田:どうやってつながりをつくり大切にしていくか考えていきたい。

### 後半の実践報告

新保:家計相談に期待するキーワードを。

新里:キーワードは、「くらしと命を守る」。多重債務でお金に詰まって命を断つ人もいた。サラ金・多重債務問題に取り組んできた経験から、国に対して相談と有機的に連携する融資制度の創設を提起してきた。今回融資制度はできなかったが、家計相談はできた。「命を守る相談」という意識を持ってほしい。

渋谷:キーワードは、「家計相談支援の看板を出

すこと」。事業の魅力を出し、総合相談の中に位置づけたい。相談を通じて、家計管理が不十分な理由や原因を把握し、協働して支援することが必要だ。社会的孤立が生活困窮につながることから地域づくり・地域福祉の取り組みが求められている。

行岡:キーワードは、「自信を持って一步。支援プランの見える化」。相談に来た人が、帰る時に少しでも自信と希望を持ってもらえるよう心がけている。家計相談を9年間やってきて良かったと思っている。家計表は細かいが、世帯の生活を数字で把握できる。見直し後の家計表は、世帯の予算案にもなる。計画どおりにいかない時は、自立相談支援や他機関と連携することが大事。

新保:今後の展望を。

行岡:家計相談だけで悩まず、自立相談と一緒に考えてもらうことが必要だ。

新里:生活福祉資金が機能するためには、家計相談とセットで実施することが大切。

渋谷:生活福祉資金の相談機能を発揮したい。

(新発田市社会福祉課 上村正朗)



# 分科会6

## 「貧困の連鎖を止める 子ども・若者支援」

### ◆パネラー

NPO法人さいたまユースサポートネット……………代表 青砥 恭  
一般社団法人インクルージョンネットかながわ……………代表理事 鈴木 晶子  
一般社団法人ストリート・プロジェクト……………代表理事 坪井 恵子  
特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス…代表理事 谷口 仁史

### ◆コーディネーター

放送大学……………副学長 宮本みち子

子どもの貧困は6人に1人。不登校、中退者、経済問題と複合的に課題を抱え、あるところに集中して現れる。冒頭、コーディネーターの放送大学副学長、宮本みち子さんから「生活困窮者自立支援法における『学習支援』に絞らず、広く『子どもの貧困、連鎖の問題』と捉えた分科会に」と話があり、子どもの排除の3つのプロセスについて説明があった。①本人のもつ生きづらさ(例えば障がい)、②子ども期の(貧困、虐待など)家庭環境、③いじめ、不安定就労など遅い時期にでるもの。この3つの陰に「貧困」がつきまと。「貧困」が付くと回復困難。そこに挑み、先進的な取り組みをされているパネラーの皆さんから、午前は熱い報告がなされた。

### パネラーの活動発表

NPO法人さいたまユースサポートネット代表の青砥恭さんは、現場から見る若者支援の課題を挙げながら、「戦後、学校は階級・格差のは正がなされるプラットホームだった。今は学校が貧困を拡大しているのではないか」と指摘。運営する居場所「たまり場」は、集まることに意義があり、学び直しの場、交流の場となっている。また、公設民営の「さいたま市若者自立支援ルーム」はたまり場ではなく、交流しながら自力で回復するところでネットワークを使う。「学校を出ても進路未定

のまま卒業すると、孤立と貧困を纏う。生活全体を支える居場所づくりが必要と、学校でも家庭でもない第3の場をたくさんのボランティアが支えている現場を紹介した。

一般社団法人インクルージョンネットかながわは、神奈川県内25の支援団体からメンバーが集まり、民間の利点を生かして自立支援相談事業を運営し、制度に乗らない困窮者を地域につなぎ戻している。また、就労支援事業や、民間の寄付で賄われている「緊急小口貸付事業」や、学習支援事業を紹介した。

開催地である福岡市的一般社団法人ストリート・プロジェクトの坪井夏子さんは、中卒者対象の支援を、制度に乗らないところで呼びかけながら実践。自身の体験をもとに、多様な課題を抱え生きにくい若者へ、無料公認塾を開設。生きにくさは家族のカタチが変わると子どもに大きな影響が現れる。出会った若者たちはハウス(建物)があつてもホームレス、学習支援だけでは不十分、経済、メンタル、一人暮らしサポートが必要。「生まれてこなければよかったです」「高校を卒業したい、大学にも行きたい」という声を聴き、子どもたちの大それ社会への不信感や不安に寄り添い、伴走している。「子どもが変わるのはなく、大人が変わるべき」と語った。

NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史さんは、来ることを待つ施設型支援では、社会的孤立・排除を防げないと指摘。地域若者サポートステーション事業によって構築されたネットワークを発展させ、佐賀県全体で子ども・若者育成支援地域協議会が有機的に機能し、生活困窮者自立支援法の支援センターと深く結びついた相談件数、実績は全国トップレベル。これからの支援は貧困、虐待、DVなど生育環境の解消を含めアウトリーチ(訪問支援)が必要。多様な職種・支援者が重層的に、価値観、チャンネルを合わせていくこと、また支援の成否を決めるのは「人」。人材育成しながら国、自治体、NPO等が協働する仕組みで運用していくのが理想的であり、総合的な支援体制の確立が求められている、と豊富な資料をもとに説明した。

これら次々と示された取り組みは多くの示唆に富み、共通理念が見いだされ、一人ひとりの子どもたちを尊重し、本人の意に添うからこそ作り出されているものだと認識した。

### これからの子ども支援

分科会後半はQ&Aにより、さらにその支援の重要性を深めた。宮本コーディネーターからの質問と、登壇者の回答を抜粋する。

Q:社会にでるまでの20年をきちんと見守り続ける。就学前で切れて、小中学校で切れ、高校で切れ卒業後も切れる。この切れ目をどうつなぎ、アウトリーチできるか。

(谷口)NPOが受け皿になること。行政では困難。

(鈴木)子育て支援コーディネーターとつながることと坪井)ある程度のマンパワーが必要。NPOでなくとも地域の人が気づくこと。

Q:これからの子ども支援は?

(青砥)現状は中学生中心、それを高校生に広げて終わりではない。生保世帯だけでは偏見につながる。

(鈴木)生活困窮者自立支援法は「地域づくり」子ども・若者を中心とした居場所づくり。子ども・若者、困窮は2重のマイノリティ。SOSを出しやすくする仕組みを。

(坪井)食べていける職につく支援を。

(青砥)学習のみでなく、自立して生活できるように。地域づくりそのもの。

フロアからも積極的な質問が相次いだ。「感心のない人をどう引き込むか?」に対して、登壇者等は「貧困支援への偏見対策は地域の行事、自治会・清掃に参加することから。いつも、何度も。説明会を行う、誓約書を交わす」「コミュニティが小さいところはよそ者がアウトリーチを。人口の多い街はSNS発信を有効に。人材育成がカギ」と回答。ここで宮本コーディネーターは「生活困窮者自立支援法は『世帯』に注目すること」とし、貧困問題は家族全体、女性の問題であることを示した。最後に「一緒にコツコツと取り組んでいきましょう!」というあたたかい呼びかけで分科会を締めくくった。

(NPO法人インクルいわて理事長  
一般社団法人社会的包摂サポートセンター  
中央盛岡責任者 山屋理恵)



## 分科会7

# 「生活の基盤をどう再生するか？一時生活支援」

### ◆パネラー

札幌市ホームレス相談支援センターJOIN 基幹センター……………主任相談員 佐渡 洋子  
NPO法人フードバンク山梨……………理事長 米山けい子  
NPO法人POPOLO ………………事務局長 鈴木 和樹  
ホームレス自立支援センター北九州……………施設長 山田 耕司

### ◆コーディネーター

大分大学大学院福祉社会科学研究科……………准教授 垣田 裕介

分科会7は「一時生活支援」をテーマに、コーディネーターの垣田裕介さんによる論点整理から口火が切られた。生活困窮者自立支援制度においては、入口としての自立相談支援事業は必須事業として位置づけられることになったものの、出口としての各事業は任意事業とされ実施されていない自治体も多く、一時生活支援事業もその例外ではないという現状が確認された。すでに最低生活を余儀なくされている人び



とに対する総合的、かつ、きめ細やかな支援がどこまでできるのか。自治体によっては空洞化しつつある、ホームレス支援のあり方についての鋭い問い合わせがなされた。

このような問い合わせを受けた4人のパネラーから、各地における実践報告がおこなわれた。

### 多様な一時生活支援

まず佐渡洋子さんからは、札幌市からの委託事業として「ホームレス相談支援」の総合相談窓口を実施・運営している一般社団法人札幌一時生活支援協議会における取り組みが紹介された。札幌市ではシェルターを有する4つの団体が連携することによって、支援を必要とする対象者の状況に応じ、早期に適切な対応を行うことが可能になっているという。

ついで米山けい子さんからは、山梨県におけるフードバンクシステムについての紹介がなされた。自治体単位の生活困窮者自立支援制度に比して、都道府県単位の「糸」再生事業の終了によって地域間格差が生じ、食糧支援世帯が1/4に減少するという課題が指摘された。

さらに鈴木和樹さんからは、静岡県内の7市



が共同でPOPOLOに事業を委託し、生活困窮者のホームレス化等を防ぐ事業が紹介された。広域連携によって、規模の小さな自治体でも相互に補完し合って一時生活支援を可能にすることができるという。

さいごに山田耕司さんからは、生活困窮者自立支援制度の実施以前からすでに充実したアフターケアで著名な北九州市における事例の報告がなされた。

### 議論と要点

各パネラーからの報告をもとに、パネルディスカッションでは、①たんにハコだけを設けてモノを提供するだけではすますことができないという現実をふまえた一時生活支援事業の性格、②生活困窮者支援制度における一時生活支援事業の位置づけ、すなわち衣食住の確保と継続的なケアの提供という点についてさらに議論が深められた。

要点としては、①生活の困窮には波があり、第二、第三の危機がおとずれたときにアフターケアができるようにつながりつづけることの重要性、②生活困窮者自立支援制度によってホームレス層は一時生活支援事業の対象とされることになり、幅広い支援がおこなえたホームレス自立支援法に比してできることができることが限定されてしまう点、などがあげられる。

特別措置法たるホームレス自立支援法があと2年でなくなってしまうとすれば、ホームレス支援が空洞化してしまうことが危惧される。この事態を重く受けとめ、ホームレス自立支援法の存続と、生活困窮者自立支援法については最低でも相談員をつけてのケアを義務づけしなければならない、ということがさいごに強調された。そして、真に生活の基盤を再生するための制度上の課題を確認し、そのための闘いを誓つて本分科会は幕が閉じられた。

(大阪市立大学 掛川直之)

# 分科会8

## 「困窮者支援で自治体が変わる 自治体／仕組みづくり」

### ◆パネラー

野洲市市民部市民生活相談課(滋賀県)……………課長補佐 生水 裕美  
朝来市市長公室総合政策課(兵庫県)……………上席主査 馬袋 真紀  
NPO法人おかやま入居支援センター……………理事長 井上 雅雄  
熊本県健康福祉部社会福祉課……………主幹 桑原 博史

### ◆コーディネーター

ルーテル学院大学大学院社会福祉学専攻……………主任教授 和田 敏明

本分科会では、和田敏明さんのコーディネートにより、3人の県市の自治体職員とNPOの代表から実践報告がなされた。

### 熊本県の取り組み

熊本県の桑原博史さんは、「県の役割と市町村に広げる仕組みづくり」の視点から報告した。熊本県では事業開始に伴い「県としてやるべきこと」を、①町村部への相談窓口(入口)のより多くの設置、②多様な課題に対応する任意事業(出口)の準備、③県全体のボトムアップ、④制度の円滑な実施体制の構築、とした。町村部(31町村、9県福祉事務所)の自立相談支援窓口の設置は、モデル事業での町村社協の共同実施の実績を生かし、県社会福祉協議会が7町村社協に拠点を置き、さらには、ほかの各町村社協にも窓口を置いて、全町村での相談窓口(入口)設置を実現した。任意事業(出口)への取り組みでは、生活保護自立支援プログラムの実績を生かし、各市に県との共同実施(受託者の選定や契約事務の一元化による事務の簡素化など)を提案、県と全市が就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施し、残る2事業も90%を超える実施となつた。今後の課題を「制度のボトムアップと定着」とし、具体的には「①「相談=プラン作成=支援調整会議⇒支援」の流れの定着、②任意事業の利用促進、③支

援員のスキルアップ、④支援員の情報交換の場の設置」を挙げた。

### 滋賀県野洲市の取り組み

滋賀県野洲市の生水裕美さんは、「市役所内の府内連携・地域住民の協力による仕組みづくり」の視点から報告した。野洲市では、市民生活相談課が所管し、従来の消費生活相談などの幅広い市民相談に、生活困窮相談(自立支援、家計相談、学習支援)を加え、市役所内にハローワークを設置し、事業実施体制を強化した。事業の円滑実施のための「府内連携の仕組み」として、従来からの多重債務、自殺、人権等の市民生活のさまざまな問題解決のために設置する「市民相談総合推進委員会」の所掌事務に生活困窮問題を加え、府内構成機関も課題の広がりとともに拡大させ、幅広い府内連携を確立した。また、学習支援事業「Ya School (ヤスクール)」は、準備段階で関係機関による検討会を立ち上げ、児童福祉担当課では児童扶養手当受給世帯からニーズ把握し、市民協働担当課との連携によりコミュニティセンターを会場として確保し、民間団体に運営委託して実施している。さらには、教育委員会との連携による学校の副教材の活用、米の提供する団体やおにぎりづくりのボランティアなど「市民の幅広い協力」が報告された。



### 兵庫県朝来市の取り組み

兵庫県朝来市の馬袋真紀さんは、「地域課題を解決するための地域づくりの仕組みづくり」の視点から報告した。朝来市は、地域課題を「地域での支え合い=地域力」で解決する仕組みづくりを検討し、まちづくりの基本理念を個人・家庭と自治会・地域、行政との「補完性の原則」による「自考・自行・共助・共創のまちづくり」とした。その中心が小学校区単位で全戸の個人を会員とする「地域自治協議会」である。平成20年度には地域協働の指針に「地域協働の基盤は『地域自治協議会』である」と明記し、平成21年度施行の「自治基本条例」では、地域自治協議会の要件を「地域代表制」、「民主性・透明性」、「開放性」、「地域計画策定」と定め、活動の財源となる「地域自治包括交付金」を設けた。こうした「仕組みづくり」により、地域自治協議会は、多様な「地域住民の暮らしを地域で守る活動」を実施している。地域づくりには必要なこととして、①「行事」から「事業」へ、②「縦割り」から「総合力」「複合的」へ、③生涯現役(一人ひとりが役割のある地域)を挙げ、住民の「地域の課題を気づいた責任と行動」が大きく地域を変えると報告した。

### おかやま入居支援センターの取り組み

おかやま入居支援センターの井上雅雄さんは、「専門職ネットワークによる入居困難者支援制度の仕組みづくり」の視点から報告した。同センターは、平成15年司法と福祉の専門職の協働活動に始まり、障害者などの自立生活を阻む住宅確保問題の解決のため、弁護士、社会福祉士、宅建主任者、医師などにより、平成21年にNPOを設立した。NPOの役割は、関係機関の支援ネットワークをコーディネートし、必要に応じて、賃貸保障などの保障支

援をするもので、平成27年1月時点で138人が利用している。宿泊場所が無い者に対応するシェルターの運営や、日中の居場所づくりの取り組みも行った。公営住宅への入居保証への対応のため、当法人が保証人となるよう事業提案し、条例改正を行う自治体が増えた。精神障害者等の刑余者への支援(自立準備ホームの運営)、社会的孤立防止のための見守り支援などにも取り組む。今後は、岡山県居住支援会議への参加や保護観察所、地域生活定着支援センターなど行政機関等との連携強化、安定した事業継続を可能とする財政基盤の確立も課題として挙げた。

### 自治体と「顔が見える関係づくり」

午後のセッションでは、テーマ1「あなたはどのような仕組みを作りますか?作りたいですか?」とテーマ2「その仕組みを作るために、あなたは何をしますか?それにはなにが必要ですか?」の2つのテーマについて、3人一組で話し合った。テーマ1については、自治体間の格差解消、相談窓口の一本化、相談(入口)と出口(事業)のネットワーク形成などの仕組みづくりが、テーマ2では、広報によるニーズ把握、福祉サービスから市民サービスへの展開、人材育成、企業のメリットへの理解促進などの必要性が発表された。自治体との「顔が見える関係づくり」のために、弁護士会が自治体に担当弁護士を貼り付けての定期的訪問活動などを実践も報告された。

最後に、コーディネーターの和田さんは、「自治体の仕組みづくりが、どうあつたら良いか、あるべき姿をこれからも考え続けていく必要がある。地域づくりには、出会いを作る支援が必要であり、介護保険制度の地域支援事業の活用も方策の一つである。本分科会は、昨年よりも具体的な取組みや発言が多く出された。各地での一歩が、地域の共生につながっていくことを期待する」とまとめ、分科会を終了した。

(岩手県立大学 斎藤昭彦)

## 分科会9

# 「施行半年－実践報告と事例検討」

### ◆パネラー

福岡県自立相談支援事務所(筑紫郡・糟屋郡)……………所長(主任相談支援員) 青木 康二  
大牟田市社会福祉協議会総合生活支援担当……………就労支援員 藤木 雄二  
北九州市社会福祉協議会地域福祉部地域支援課……………計画調整担当課長 南里佳代子  
うきは市社会福祉協議会……………地域福祉活動コーディネーター 國武 龍一

### ◆コーディネーター

NPO法人日本ファシリテーション協会…………… フェロー 加留部貴行

当初の開催案内にはなかったこの追加分科会。早くに知っていたら、ここに参加したのに、といった声がたくさん聞かれたところではあるが、会場には現地福岡県での実践を一言も聞き逃すまいといった熱い参加者で満席であった。

その熱さをさらに大きく上回るほどの熱風が、壇上では吹き荒れた。まずもって、導火線に火を付けたのが、コーディネーターの加留部貴行さんである。「まず知ろう」、「自分のところと比べてみよう」、さらに「TTP(徹底的にパクろう)」そして「実践してみよう」と会場を煽る。パネラーの発表は、人口規模の大きい順に行われ、全体進行にも何やら仕掛けがあるようだ。参加者は固唾を飲んで聞き入る。

一人の発表が終わると、周りの数人で感想を話し合い、ポストイットに「質問」「気づき」「助言」に分けて記入して、発表者毎の壁紙に張り出すまでが午前の作業。昼食を終えたら、それをもとに集中論議。全行程を通して、すべてが学びだ。

### 北九州市社会福祉協議会～ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

人口100万人に迫る北九州市は、4人に1人が高齢者。「ふれあいネットワーク活動」では、現在概ね

### 大牟田市社会福祉協議会～ ひきこもりから就労自立支援まで

石炭産業が盛んなころは21万もの人口を有していた大牟田市は、現在約119,000人に半減。市内施設が世界遺産に登録された今、新たなるまちの活性化を目指す。藤木雄二さんより、福祉関係機関の連携によって社会資源の共有化を図るとともに、就労準備支援事業としての農業の就労体験の発表があった。元公民館長であった藤木さんは、「タネから育てるコンテナ栽培」での体験がどれだけ達成感や自己肯定感を育てるかについて語られ、今後は「就労支援協議会(仮称)」の発足を目指したいとの報告があった。

### うきは市社会福祉協議会～ 就労準備支援事業

中山間地に位置するうきは市は人口約3万1千人、世帯数は約1万世帯だ。集合住宅がなく、40～50世帯で一つの集落を構成し、公民館を拠点に活動するなど、風習、風土、地縁、血縁が強く形成される土地柄である。住民は相談窓口に出向くことを恥として、なかなか出て来てくれないため、まず「入口」づくりから始めた。とにかく家を訪問し、福祉小座談会を頻回に開催した、と國武龍一さんは話す。

いつ来てもいつ帰ってもよい内職シェアステーション「Cococonne(こここんね)」の活動発表は圧巻。國武さんのホームレス支援体験がここに生きている。

一つひとつの発表ごとに、会場は割れんばかりの話し合いとなつた。中には、パネラーの関係者も多く参加されていたこともあり、そこここで代理ミニ講義も始まる。意識の高い参加者によって、ステージ上だけではなく、会場がまさに一体となっての分科会となつた。ただ一つ残念だったのは、それぞれのパネラーから「事例検討」の素材をご用意いただいていたが、それに十分にふれる時間に乏しかつたこと。そこは賢明な参加者のその後の学びに任せたい。

最後に、コーディネーターの加留部さんは次のようにまとめた。「これまで起こってきたこと、今起こっていることを中心に伝えた。しかしこれから何が起こっていくのかということを予測しながら、是非今日の学びを持ち帰って、伝えたいことは何か、考え方行動してほしい」と。

(社会福祉法人釧路市社会福祉協議会  
事務局長 小野信一)





## まとめのセッション

### ◆パネラー

日本福祉大学社会福祉学.....教授 原田 正樹  
放送大学.....副学長 宮本みち子  
NPO法人抱僕(福岡県).....理事長 奥田 知志  
厚生労働省年金局.....局長 鈴木 俊彦

### ◆コーディネーター

中央大学法学部.....教授 宮本 太郎

**宮本太郎** 生活困窮者自立支援制度は、条文の数も少なく、当事者や受け皿としての企業に働きかけてつながりをつくっていかなければなりません。しかし、つながりやネットワークだけで見通しがついたわけではなく、ネットワーク、コーディネーター、ワンストップサービスが入り乱れています。この制度を軸にして乱立するネットワークを一つに束ねていくはどういうことなのでしょうか。

まず、この制度がどんなところまで来ているのか、どう受け止めているのかを、この制度が立ち上がるときの社会・援護局長だった鈴木さんにお聞きしたいと思います。

**鈴木俊彦** スタートから半年たってみるといくつかのことが見えてきました。

1つ目は、どの自治体も出口のところでは苦労・苦戦なさっています。うまくいっている自治体は、都道府県がしっかりとんで、地域のいろいろな主体が総動員で資源の開発に取り組んでいます。したがって、県が広域的に意識を持って取り組むことは欠かせないポイントですし、地域みんなで資源開発に参加しているところはうまくいっていると感じています。

2つ目は、任意事業をめぐって、自治体の意識が大きく二分していることです。任意事業をわがまち、わが市流の生活困窮者支援を組み



中央大学法学部 教授 宮本太郎



厚生労働省年金局 局長 鈴木俊彦

立てていくために活用している自治体と、任意事業はやってもやらなくてもいい事業だと思っている自治体です。制度から発想するのではなくて、困っている人、家族、家庭から発想して、その人たちを支援するときに何を使ってどう組み立てたらいいのかを考えいく必要があると思います。

3つ目は、地域のあらゆるプレーヤーが参加できるような仕組みをつくることです。のために欠かせないのがネットワークです。乱立している既存の地域のネットワークを統合する形で一つのネットワークをつくった自治体は、生活困窮者支援がうまくいっているのではないかと思います。

## 2日間の議論からの ポイント

**宮本** それでは奥田さん、みち子さん、原田さんから、ここまで議論をコーディネートされて浮き彫りになってきた課題をお話しください。

**奥田知志** 制度から見ると、制度に合わせて地域を見てしましますから、だんだんと思考が狭くなってしまいます。そこで1つ目のポイントは、現実から制度を見るということです。このまち



NPO法人抱僕(福岡県) 理事長 奥田知志

に住んでいる意味は何か、どういうまちにしたいのかなどを自由に話せる場所があって、その中から実際の困窮状況に置かれている人たちの現実が見えてきて、何が使えるかという中にこの制度が現れてくるのです。そこで使うべき制度も、生活困窮者自立支援法だけに限らず、既存のものをすべて使っていくという大きな話になると思いました。

もう1つのポイントは、生活困窮者自立支援制度の位置づけです。今まであった「ネットワーク」「包括」「包摶」のさらにその上にある、非常に細いつながりや単発でのつながりの人を総合化してつなげていく、いろいろな制度を俯瞰的に束ねる仕組みがこの制度ではないかと思いました。

**宮本みち子** 私は、子ども・若者の貧困世代



放送大学 副学長 宮本みち子

間連鎖をどうやって防止するのかという分科会の担当をいたしました。

暮らしさはもともとトータルなものなので、子どもの背後には親、身内がいて、いろいろな社会関係があります。子どもや若者の成長の過程で貧困がどれほど大きな阻害要因になっているのか、複合的に困窮が重なった場合にはもっとも解決しにくい状態になることを認識して制度を使えばメリットはあると感じています。

また、貧困や困難は、きわめてプライバシーに抵触するために、学校教育機関では教育における平等や公平性という理由で明るみに出すことが抑えられてしまいます。そのため、リスクのある子どもたちを救済することができないまま放置されてしまいます。制度化して、初めて困窮というものが社会的な課題として認識されたので、これを徹底的に知らしめていくのは私たち取り組むべき人間の自覚と努力ではないかと思います。



日本福祉大学社会福祉学部 教授 原田正樹

**原田正樹** 第1分科会で議論になったことは6つあります。

1つ目は見える化です。相談件数をどうあげ、増やしていくかと同時にプランの数、策定率がやや低いかもしれない。そういう中で支援をどう見えるようにしていくのかという課題です。

2つ目は、この援助は今までの縦割りの援

助でなく支援者自身が新しい援助方法を身につけなければなりません。いろいろな困難ケースに関わる中で、支援者自身も新しい援助方法を身につけていく必要性があるという話がありました。

3つ目は、連携やネットワークです。第1分科会では、就労先を開拓するのではなくて就労先の困っていることを引き出してそことつなげていくことでネットワークが広がる、いわばニーズを軸にお互いにつながっていくという連携が考えられるという点が挙げられました。

4つ目は、司法とのつながりです。いろいろな支援をしていくと、家を借りたり入院したりするときの保証人の問題が出てきます。司法とどうつながりながら課題として見ていくのかという点です。

5つ目は、都道府県の役割で、特に町村がどういう形でこの事業に取り組んでいくのか。同時に都道府県の役割は県内でのネットワークやスーパービジョンをどのようにつづっていくのか。関係者の組織化のようなものを各都道府県単位でやっていく必要があるのではないかという意見もありました。

6つ目は、支援をする側の養成や研修の問題です。また、委託を受けている事業者は非常に不安定な状態があります支援者自身がしっかりと支援者として成長できるような環境づくりや事業の継続性も併せて課題として出されました。

## 地域福祉計画と住民参画

宮本 さて、生活困窮者自立支援法はまさにまちづくりだという話は基調鼎談の議論でもありました。この制度に今求められていること、付加すべき点や是正すべき点を含めてこ

の制度に関して何が行われるべきか。また、中長期的に何が行われるべきこと併せて今すぐ何かできることはあるのでしょうか。

原田 中長期的には、それぞれの自治体で、生活困窮のある中身を地域福祉計画として仕組みをつくり込むかが非常に重要です。地域包括ケアシステムの問題や子育ての問題など、いろいろな問題が出てくる中で、あらためて地域福祉計画のどういう仕組み、システムをつくるかを各自治体が考えていく必要があるだろうと思います。

地域福祉計画は行政計画であると同時に住民の参画が非常に重要です。どんなまちにしたいか、どんな地域にしたいかを住民と話していくと、「誰にとっても安心で暮らしやすいまち」と言います。そのまちの中にはいろいろな人がいる、人や家族や地域にとって何が必要かというロジックの計画づくりを市町村がもう一度再編成することがとても大事になるのではないかと思います。

地域住民には、制度ができたという発信や啓発だけではなく、根底にある社会的排除という問題をしっかりと伝えていかなければなりません。生活困窮は個人の責任だ、だらしない人だから困窮するという意識を地域の中で払拭しながら制度の趣旨の合意形成をどのようにしていくか。子どものころからの福祉教育、社会保障とは何かという学校教育とももっとつながっていかなければなりませんし、地域の中の支え手も増やしていく必要があります。

## 女性の貧困化に歯止めを

宮本みち子 この約20年の日本の家族の変容は非常に大きくて、その問題と経済社会の

変化がドッキングして新しい社会的課題が出現しています。離婚や家庭の崩壊の結果、貧困になるという解釈をする人が多いですが、現実には貧困が原因で貧しい一人親家庭が増加したり、家族が崩壊していく、これが現実だと思います。

中長期的には、子どもや若者が養育される場としての家族の安定を目指して何をしたらいののかを、生活困窮者自立支援制度の中で明らかにしながら取り組みを進めていくことが必要です。

同時に、家族が大きく変わっている中で、社会的養護あるいは家庭があつても居場所のない人たちに対する居場所等という広い意味での家族を社会が支援することを、生活困窮者自立支援法の中で意識的に進めることができます。

生活困窮者自立支援法が家族のサポートにまで手を広げていく際、女性の貧困化に歯止めをかけることが重要ではないかと思います。2000年代になって配偶者のいる女性が減っていて、非婚化と経済格差が一体となって進んでいます。貧しい若者たちが無理に共同生活を始めてもただちに破綻し、子どもと母親が貧困化していく、こういう連鎖が現実のものになっています。

非正規雇用は女性において圧倒的に進んでいます。女性の経済的自立の支援、そこに至るまでのさまざまな生活上の問題に対して総合的に支援することによって母子が生活できるようにすることが重要ではないかと思います。

## 数値に現れない 実績も評価を

奥田 私は、評価の問題が気になります。今出

されている厚労省の目安値はいいと思います。ただ、申し添えの中に厚労省が、「本制度の評価に当たっては就労増収などによる経済的変化の面のみではなく、意欲の向上や社会参加の増加分も含めて多面的に評価しなさい」と書いてくださっています。しかし一方で目安の数値が書かれているので印象が異なってきます。就労や社会参加など、その人の課題でプランは違います。そうしたプランごとに評価ができるようになってあげないと、現場が頑張っても数としての評価がなかなか出にくいという面も出てくると思います。今の評価プラス、評価の幅を変えることが早急に必要だと思います。

そして、地方行政が実施主体ですから、行政の理解の違いで地域格差が生まれてきているように見えます。地方行政にも踏み込んで、具体的な踏み込んだアドバイスが必要ではないか。人材育成は軸になりますが、行政、地域資源、NPO等をどう育成するかが課題になるのではないかと考えています。

今回の制度の議論の出発点は生活保護受給者のその他世帯の存在が大きかったと思います。こうした世帯を支えることはもちろんですが、一方で、高齢・単身でさらに低所得という問題も出てきています。年金、地域包括生活保護、住宅問題などを束ねて一つにコーディネートしていくような仕組みとして生活困窮者支援制度が使えないかと思います。

特に高齢・単身・低所得者は居住も含めた生活が成り立たず、年金だけでは暮らせなくなっています。居住の確保を公的にしていくためには一時生活支援でいいのでしょうか。一時の問題なのか、居住の問題なのかが急場的な枠組みになっている点が気になります。

## 生活困窮者支援から 地域包括支援システムに

**宮本** 今のお三方の議論を踏まえて鈴木さん、いかがでしょうか。

**鈴木** まず、これからこの制度をどう発展させるかという観点からいくと、生活困窮者自立支援制度は将来の地域福祉のあるべき姿の原形になっていくのではないかと思っています。福祉は高齢、障害、子ども、と対象者別に高度に専門分化して発展していきました。これは福祉全体の充実・発展の意味ではいいことだと思います。

ところが、いろいろな家族のありよう、働き方、社会のありようは変わってきてニーズも多様化、複雑化していく中で、高度に専門分化したものそのまま当てはめたのではジャストミートの支援につながらない場合が増えています。その典型が生活困窮者の支援です。生活困窮者で打ち立てた包括的な支援システムは、困窮者だけではなくて、全世代、全対象型の地域包括支援のシステムにしていくのが歩むべき方向ではないかと思います。

私が社会・援護局長をしていたときから高齢者の生活保護受給が増えていました。日本の社会構造、経済構造の変化を反映しているのではないかという思いがありました。将来の世代の年金の給付水準を確保するために、基礎年金を含めて少しずつ下げていかざるを得ないという事態が起きます。そうすると、今まででは年金でもっていたお年寄りがだんだんもたなくなる時代が起きてくるのではないか。おそらく最初に住まいが問題になるでしょう。居住支援を今のうちから考えておかないとけないと思っています。社会保障の「次の一手」

として、居住支援を生活保障の一環に組み込んで推進することが必要になるでしょう。

**宮本** 鈴木さんのお話はセンセーショナルで非常に大きなことを言っていただいたと思います。パネラーの皆さんのお話は、ネットワークのネットワーク化を呪文にとどめないで対象を少しづつ広げていくこと、これまでの日本の持ち家政策、居住支援を子育て支援の後の中心テーマに据えていくという方向が示されたかと思います。

それでは最後に皆さんからまとめの一言をお願いします。

**宮本みち子** 「生活困窮」という言葉で1,600人以上が2日にわたって集まるというのは前代未聞の画期的なことで、この流れが日本の方針を変えていくきっかけになるのではないかと期待しています。

**原田** 生活困窮の支援はやればやるほど、ソーシャルワークそのものになってくると思います。皆さんができる実践値や経験値を積み上げながら、本当の意味での支援の在り方を考えていくことが始まったという期待を込めて思っています。

**奥田** ともかくやろう、やって会って現場で考えることから始まると思っています。今まで物で勝負するか、人で勝負するになっていましたが、物と人がちゃんと融合するのがこの仕組みになるのではないか。物に人が足らないことによって一つの物語が生まれていって、その物語の中で多くの人たちが役割を果たし、せりふを語る。私は、物と人がばらばらだったものを一つにしていく夢、そういうものをビジョンとして持って進んでいきたいと思います。

**鈴木** 生活困窮者自立支援制度はこれからわが国、各地域を大きく発展させていくための決め手になると思います。私は立場が離れましたが、これからも皆さんと一緒にいろいろ頑張っていきたいと思います。

**宮本** どうもありがとうございました。



閉会式にて(生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員)

生活困窮者自立支援法の施行後、各地で新たな取り組みが始まっています。しかし、この制度がこれまでにない新しいものであるだけに、地域で実践する私たちは、挑戦・創造・協働が必要とされています。そこで、この制度に携わる人たちの横断的なネットワークを広げ、制度を活かし、如何に育てるのかをともに考えるため、全国の行政職員、支援員、学識者が一堂に会する研究交流大会を、昨年度の第1回目に引き続き、開催します。

## 第2回

## 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

—ともにつながり、新法を活かした地域づくりへ!—

開催日 2015年11月7日(土)・8日(日)

会場 福岡大学

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目19番1号



## 第1日目 11/7(土)

12:00~12:30 開会 主催者あいさつ  
A会場⇒B会場 (中継)  
歓迎・来賓あいさつ

## 基調講演 「困窮者支援で地域を創る! 自立支援法と地方創生」

新法は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」も目標のひとつにしています。少子高齢化のなか、それぞれの地域の実情に応じた住みよいまちづくりを目指す「地方創生」と相通じるところがあります。この可能性について、自治体、地方創生本部、学識者の代表が語り合います。

講演者	北九州市保健福祉局(福岡県) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 中央大学法学部	局長 工藤 一成 地方創生課担当官 山崎 史郎 教授 富本 太郎
-----	---	--

13:20~13:50 政策担当者が語る「施行半年を迎えた新制度 その現状と課題」  
B会場⇒A会場 (中継)  
政策担当者が、自治体職員や支援者のために、現状と課題をわかりやすく解説します。

講師	厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長 横木 正人
----	---------------------------------

## 13:50~14:00 「生活困窮者自立支援全国ネットワークの活動と今後の展開」

A会場⇒B会場 (中継)

## 休憩

## 14:20~15:40 「生活困窮者自立支援法で自治体はこう変わる」

新法は、自治体の総合力を問う職員の働き方も変えます。全国の首長が制度に向けた決意を語ります。

パネラー

野洲市(滋賀県)	市長 山仲 善彰
臼杵市(大分県)	市長 中野 五郎
(都道府県)	(調整中)
厚生労働省	事務次官 村木 慶子
慶應義塾大学経済学部	教授 関村 康平

コーディネーター

## 15:40~16:00 休憩

## 16:00~16:50 「政治の力で元気な地域を! 政治家が語る生活困窮者支援」

社会保障制度はどうあるべきか。地方創生の課題とどう関わるか、有力政治家がその想いを語ります。

パネラー

国會議員のみなさま
東京大学

コーディネーター

## 16:50~18:00 徹底討論 「孤立させない支援を考える」

社会的孤立の解消は、地域社会関係構築と資源開発が決め手。それを官民協働でどう構築し開発していくのか、徹底的に討論します。

登壇者

藤里町社会福祉協議会(秋田県)	常務理事 菊池まゆみ
法政大学現代福祉学部	教授 潤浅 順
独立行政法人国立病院機構	企画役 古都 賢一
NPO法人抱樸(福岡県北九州市)	理事長 奥田 知志

## 18:30~20:00 大懇親会

**第2日目 11/8(日)**

**AMセッション 09:30~11:20**

**分科会1 「再入門！生活困窮者自立支援法」**

生活困窮者自立支援法の目標と課題は？  
必須事業である相続支援事業や就労支援などの考え方を、実践事例をまじえながら解説します。

**昼食**

**PMセッション 12:10~13:30**

**パネラー** 一般社団法人鉄路社会的企业創造協議会 副代表 柳部 武俊  
豊中市社会福祉協議会 事務局参事兼地域福祉課長 勝部 麗子  
高知市生活支援相談センター 副センター長 中島 由美  
厚生労働省社会・福祉局 生活困窮者自立支援室  
自立支援企画調整官 鶴木奈津子  
**コーディネーター** 日本福祉大学 教授 原田 正樹

一般社団法人  
鉄路社会的企业創造協議会(北関東鉄道市)  
生活困窮者に対する社会的支援所づくりと新たな雇用の場つくりを目指す  
モデル事業の実施を目的に、2012年に設立。「鉄路市生活相談支援センターへら  
しごと」を設置し、生活困窮者等を個別的に支援することを目指している。

高知市生活支援相談センター(高知県高知市)  
高知市、高知市社会福祉協議会、ハコーリーク高知、こうち若者スマッシュ  
ング連携協議会を構成し、また、委嘱を担当する体制により事業を実施して  
いる。また、高知市社会のほかの相談・支援部門と共に合わせて相談す  
ることにより、相談・支援の範囲を広め、さらにほかの相談・支  
援機関と連携し、包括的支援のパーソナルな機能を果たすようになっている。モ  
デル事業として2013年11月に選出。

**分科会2 「自立相談支援 どう受け止めるか、いかにつなぐか？」**

必須事業である自立相談支援事業、各地の実践をとおして「生活困窮者自立相談支援」の独自性と課題、「自立相談支援」の難易性と課題について、参加者の皆さんとともに議論を深めます。

**パネラー** 堺市社会福祉協議会 堺市生活・仕事相談センター「すてっぷ・堺」  
センター長兼主任相談支援員 守屋 紀雄  
久留米市健康福祉部生活支援第2課 主査 小山 敬介  
一般社団法人社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン  
運営委員 朝比奈三力  
**コーディネーター** 大阪市立大学大学院 教授 岩間 伸之

堺市社会福祉協議会  
堺市生活・仕事相談センター「すてっぷ・堺」(大阪府堺市)  
生活困窮者自立相談支援事業として、生活困窮状態にある方の相談を実  
現するための相談窓口として開設。生活困窮状態にある方に対し、できるだ  
け早急に相談相談からの相談を担当ため、ご本人の状態にあった支援計  
画の作成を行い、関係機関と連携しながら社会から「地域福祉型の生活  
困窮者支援」を目指して、生活相談や巡回指導等を行っている。

一般社団法人社会的包摂サポートセンター  
さまざまな困難を抱えながら支援にたどり着けずいる人や、社会的に差  
別されるがちな人々の多角的な支援事業をとおし、誰もが「医療院や介  
護院」を実感できる社会の実現を目指している。「よりそいホットライ  
ン」は、東京都大田区被災者支援のためにスタートした、全市無休で無料  
のなんでも電話相談。「聞くだけではなく、直接や門前支援も行う。相談は、  
誰の相談事例として全額収録し、1日1千件を超える相談を受けています。

**生活困窮者自立支援全国研究交流大会**

**分科会3 「生産現場を変える就労支援 就労準備支援」**

民間主体による就労支援の実践報告とアメリカの職業訓練や支援の動きなどを交えて、  
就労準備支援の位置づけや事業化、発注手法など、議論を深めます。

**パネラー** 株式会社美交工業(大阪ビルメンテナンス協同組合) 専務取締役 福田久美子  
I.D.S株式会社(豊中重工業) 代表取締役 穴戸 義勝  
NPO法人就労継続支援A型事業所協議会 理事長 萩原 義文  
グリーンコープ共同体 専務理事 片岡 宏明  
**助言者** 独立行政法人労働政策研究・研修機構 國際研究部主任調査員 山崎 恵  
**コーディネーター** Aダッシュワーク創造館 就労支援室長 西岡 正次

株式会社美交工業(大阪府大阪市)  
ビルメンテナンスや公寓管理を行う同社は、高齢者や障がい者、ホームレス  
を雇用し、人と社会をつなげることを経営している。大阪ビルメンテナンス  
協同の一方として、「大阪知的障害者雇用促進連絡会」を2005(平成17)  
年度より実施。2011(平成23)年度からはパーソナルサポート事業を、  
2013(平成25)年度からは生活困窮者就労支援モデル事業の実施。うち  
こちらの実績でつくりや就労体験講、施設のプログラムを実施。ドラマ「サ  
イレントア」のモデルとなつた。

I.D.S株式会社(大阪府豊中市)  
室内作業場の跡や在販店等の跡、財布などの小物商品を販売。室内生  
産のこだわり、生産業者がサンプルを作成から生産までこなす個人業者。  
また、派遣はクラウドが対応する工程を独立して、多様な人材が従事  
できる工程「品質保証」とともに、品質入札の仕組み、研修などにも参画。  
「平成25年度ダイバーシティ就労事業第100選(就労推進事業)」に選ばれる。

NPO法人就労継続支援A型事業所協議会(岡山県岡山市)  
岡山市を中心に、就労継続支援A型事業所の実践と事業者及び職員のレ  
ベルアップ等を図り、障害者の就労と福祉の向上に取り組む。2009年2  
月設立以来、法人の認定から事業の立ち上げまで手助け。岡山県島内  
のA型事業所は12ヶ所、利用者は2,356人。地域の経済活動に根を張り  
抜け込んだ事業推進は、障害者の活躍とともに地域活性に貢献している。

グリーンコープ共同体(福岡県福岡市)  
家族の就労と未来看るやうにという業務の細かい生まれ、組合員自身  
の手により実現した「安心」「気楽」な飲食を利用すること、就労場所や生  
活再生事業、ホームレス者の自己支援によって生きやすいものに暮らしうる  
環境と社会の共生を目指す生活協同組合。組合員が資源を出し合い、生体界  
に働き効率を組合員「ワーカーズ・コレクティブ」を多くの分野で立ち上げ  
て実施している。

**分科会4 「中間的就労とは何か？ 就労訓練(中間的就労)」**

中間的就労はなぜ必要なのか？どのような対象者に、どのような支援を実施するべきか？  
一緒に考えましょう。

**パネラー** 生活クラブ風の村 理事長 池田 健  
横浜市政策局政策課 係長 関口 昌翠  
日本労働者協同組合連合会 事務局長 田嶋 康利  
全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員長 平田 道之  
**コーディネーター** 大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 五石 敏路

生活クラブ風の村(千葉県佐倉市)  
「生活クラブ風の村」として1976年に誕生。「安全、健康、尊徳」を重視し  
た「家」を提供する生活として発展する一方、1994年に全国の生活で初めて  
介護事業を開設。当の小野の事業を生活クラブ本部が、福祉分野の事業  
を社会福祉法人生活クラブが担う。質の高いケアサービスの提供と、いろ  
いろな問題を抱えて地域社会から孤立している人々への支援に努めている。  
ユニークな取り組みが中間的就労のモデルになつた。

全国社会福祉法人経営者協議会(東京都千代田区)  
社会福祉施設を運営する社会福祉法人を会員とし、その経営者集団が運営。  
施設運営の情報交換と健全な経営運営を目指して、1981(昭和56)年  
に全国社会福祉法人連合会の内部組織として設立された団体。各都道府県の  
経営者協議会(都道府県経営者協議会)をもつて構成され、2015(平成27)年5月  
現在、全国で6,376の法人が加入している。

日本労働者協同組合連合会(東京都豊島区)  
働く人々・市民が、みんなで出来し民主的に創造し、責任を分かち合って人  
と地域に立ち仕事をおこす協同組合(ワーカーズ・コープ)。センター事業  
団のほか、全国のそれそれの地域で活動している労働者協同組合(地域分  
組)と、それをもつける企業・団体が加盟。「就労対象の協同組合」活動などの  
経営事業、日本の労働者協同組合を代表しての国際連携活動などを行  
う。2015年3月末現在、加盟組合体で約1万人の組合員・就労者が所属。

## 分科会5 「家計相談が取り持つ就労と自立 家計相談支援」

相談者のエンパワメントにつなぐ家計相談支援!  
生活困窮者自立支援が僕々に生きる方法を語り合いましょう!

前半パネラー	豊中市市民相談部くらし支援課 福岡県家計相談支援事務所(糟屋・筑紫) 家計相談支援員 福岡市社会福祉協議会	主任相談支援員 小川 英子 北島 千恵 生活支援部長 桑田 哲志
後半パネラー	一般社団法人バーソナルサポートセンター 全国社会福祉協議会 生活協同組合連合会 グリーンコープ連合	代表理事(井澤士) 新里 宏二 理事・事務局長 清谷 黒男 常務理事 行岡みち子
コーディネーター	明治学院大学社会学部	教授 新保 美香

豊中市市民相談部くらし支援課(大阪府)

2003年豊中市民相談部くらし支援課を開設。2005年無料相談室紹介事業を実施。この時地域住民連携センターを着幹に、市社会福祉協議会と共同事業者と連携し、自立相談支援事業としてくらし・両替バーソナルサポートセンターを開設。豊中市の各相談部門(福祉・保健・福祉・医療や子育て、教育等)と連携し、自立相談支援と扶助相談支援事業を相談者の個別の時間に応じて実施。企業派遣の場所も活かしながら相談者支援を作っている。

福岡市社会福祉協議会(福岡県)

福岡市社会福祉協議会は全国の市町村社連合・両替・生活福祉資金貸付の窓口業務を専門化から開始。同時に生活困窮者が暮らすことも少なくないが、経済的に活動しているだけではなく、その後にさまざまな生活課題を抱えている。その課題の多くが日常生活困難そのものであり、通り生れたための家計管理なども。なれど、福岡市の自立相談支援は民間企業が受託しているが、家計相談支援は行っていない。

社会福祉法人全国社会福祉協議会(東京都千代田区)

地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉制度の中核としての役割を担へ、さまざまな活動を行っている。社会福祉協議会の中核組織。社会福祉協議会に参加する。民生委員・児童委員・社会福祉施設・厚生施設などの活動や、社会福祉関係団体の連絡調整の役割も果たし、活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、国内外における社会福祉の発展に貢献している。

## 分科会6 「貧困の連鎖を止める 子ども・若者支援」

貧困の連鎖防止は現実の課題。次世代のために福祉と教育が連携して新しい支援の輪を広みます。

パネラー	NPO法人さいたまユースサポートネット 一般社団法人インクルージョンネットかながわ 一般社団法人ストリート・プロジェクト 特定非営利活動法人NPOスチード・サポート・フェイス	代表 関口 聰 代表理事 鈴木 啓子 理事長 坪井 恵子 代表理事 谷口 仁史
コーディネーター	放送大学	副学長 宮本みち子

NPO法人さいたまユースサポートネット(埼玉県さいたま市)  
高校中高、不登校や引きこもり、嫌がいで生きづらを感じている子など、この社会に馴染めがなかなか見つからない若者たちのコミュニティづくりを実現し、実績で応援している。

一般社団法人ストリート・プロジェクト(福岡県福岡市)  
貧困の連鎖や精神的・身体的などにより学ぶ機会や家族との絆を失い、中高・高校中高になってしまった若しがちなユース(齢ねじら高~25歳)とを扶養の高校生が「支給」で手て、食べることができて、泊まるところのできる居場所、どんな話にも真剣に向かってくれる大人がいて温かくて元気になれるところ。自分が決めた人生の伴走者に出来るところ。これが私たちの活動の「もう一つの武器」かもしれません。

福岡県家計相談支援事務所(糟屋・筑紫)

グリーンコープ生活支援事業の相談支援をベースに、2013(平成25)年度から独立相談支援事業での相談を積み上げ、今年度より専業相談所内で家計相談事業を開始。福岡市住民20万人に対応し、4月から6月末までの3ヶ月の家計相談件数は78件。家計相談で具体的な解決方針が見え、相談者が希望を算出していく相談例を実感中。プラン作成件数35件。

一般社団法人バーソナルサポートセンター(宮城県仙台市)

2011年3月3日、作成型の苦難者支援に取り組むためバーソナルサポートセンター(PSC)を立ち上げ後、3月11日東日本大震災が発生。西日本宅の安心再びり、医療支援、生活支援などの活動を行なう。仙台市など自治体からの要請を受け、自立相談支援にも取り組む。

生活協同組合連合会 グリーンコープ連合(福岡県福岡市)  
半耕、半営、農業者への住宅支援、子育て支援、生活再生事業や定期と暮らしの介護相談にも導導事務に取り組む。西日本を中心に地域など地方に「生活再生相談室」を開設。家計相談を実施。定期の巡回から、相談者の抱えている課題を見直し解決していくための支援を取り組んでいる。

## 分科会7 「生活の基盤をどう再生するか? 一時生活支援」

住居をもたない方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供する一時生活支援。  
自立した生活に向けての課題や支援方法について考えます。

パネラー	札幌市ホームレス相談支援センターJOIN 分室コミュニティハウス「れおん」	施設責任者 佐渡 洋子
	NPO法人フードバンク山梨	理事長 米山けい子
	NPO法人POPOLO	事務局長 鈴木 和樹
	ホームレス自立支援センター北九州	施設長 山田 耕司
コーディネーター	大分大学大学院福祉社会科学研究科	准教授 岩田 裕介

札幌市ホームレス相談支援センターJOIN(北海道札幌市)  
ホームレス支援北海道ネットワーク、自己生産事業所「セサギ」、みんなの区域、ココニティワーカー研究実験センターの4部門で構成。札幌市の専門事業として「ホームレス相談支援」の融合相談窓口は一般社団法人札幌一時生活支援協議会が運営している。複数の団体が連携することによってより大きな受け皿となり、支援を必要とする方の状況に応じて適切に対応することが可能となっている。

NPO法人フードバンク山梨(山梨県南アルプス市)  
山梨県における農のセーフティネットを主とするフードバンクシステムを構築し、貧困問題に因る低-income・低所得・全般的な社会全体で取り組む地域づくりを目指している。

POPOLO(山梨県静岡市)  
POPOLOとはイタリア語で「みんな」という意味を持つ。さまざまな人びとが互いにコミュニケーションをみんなの問題として考える考え方を目指し、キャラクターコンサルタントによる貧困支援付きの一時生活支援施設である。POPOLOハウスの運営、フードバンク事業、生活相談、介護相談などを実施している。

ホームレス自立支援センター北九州(福岡県北九州市)  
ホームレス支援施設として2004年に設立され、2016年度までに1,041人が利用(自立率90.0%)。2015年度からは一時生活支援事業所として運営されている(定員40人)。施設内に施設は、自立相談支援事業の相談員として配置され、入所者への自立支援が実施されている。ほか、この施設を拠点に、世間相談、在宅後のアフターサポート、生活困窮者自立支援法に基づく就労相談支援事業も実施されている。

## 分科会8 「困窮者支援で自治体が変わる 自治体/仕組みづくり」

多様な支援方策やSOSを見逃さない仕組みづくりなど、地域の実情に応じた体制の整備が、いま自治体に求められています。さまざまな試行錯誤からそのあり方を考えます。

パネラー	野洲市市民部市民生活相談課(滋賀県) 朝来市市長公室総合政策課(兵庫県)	課長補佐 生水 裕美 上席生産馬袋 貞紀
	NPO法人おかやま入居支援センター	理事長 井上 譲雄
	熊本県健康福祉部社会福祉課	主幹 桑原 博史
コーディネーター	ルートル学院大学大学院	教授 和田 敏明

NPO法人おかやま入居支援センター(岡山県岡山市)

障がい者や高齢者等、住居の確保が難しい方の人権を支援することを目的として、井澤士・河辺吉士・沼部・精神保健福祉士・社会福祉士・不動産仲介業者などが集まって、NPOを設立。活動7年目を迎える。

13:30~13:50

## 休憩

13:50~14:50

まとめのセッション この制度の今後の展望につなげます。  
一部中継となります。

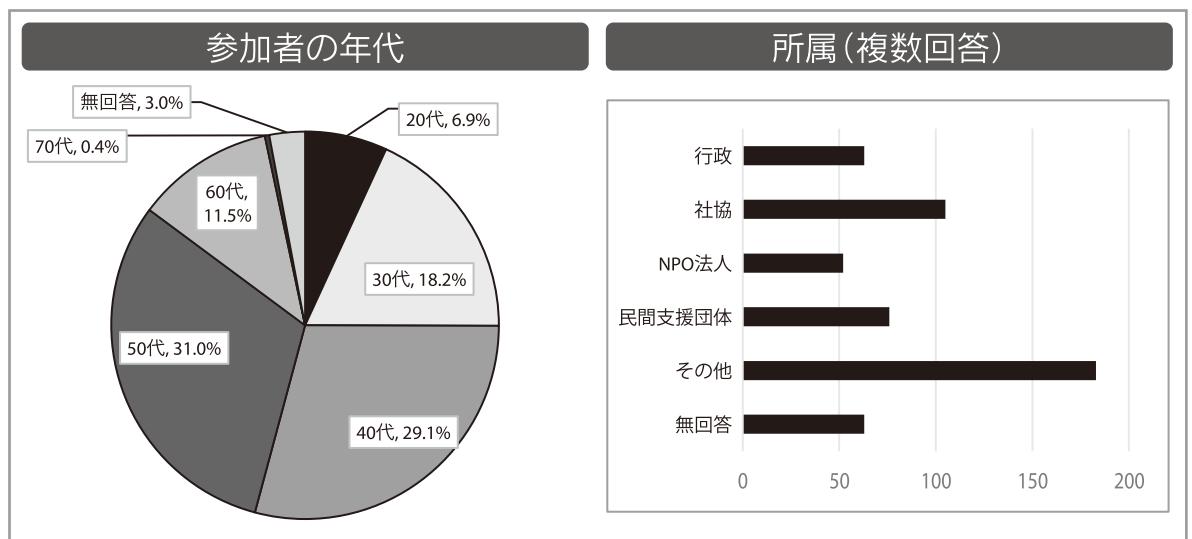
パネラー	日本福祉大学 放送大学 NPO法人抱櫻 厚生労働省社会・援護局 中央大学法學部	教 授 原田 正樹 副学長 宮本みち子 理事長 奥田 知志 局 長 鈴木 徳慈 教 授 宮本 太郎
コーディネーター		

14:50~15:00

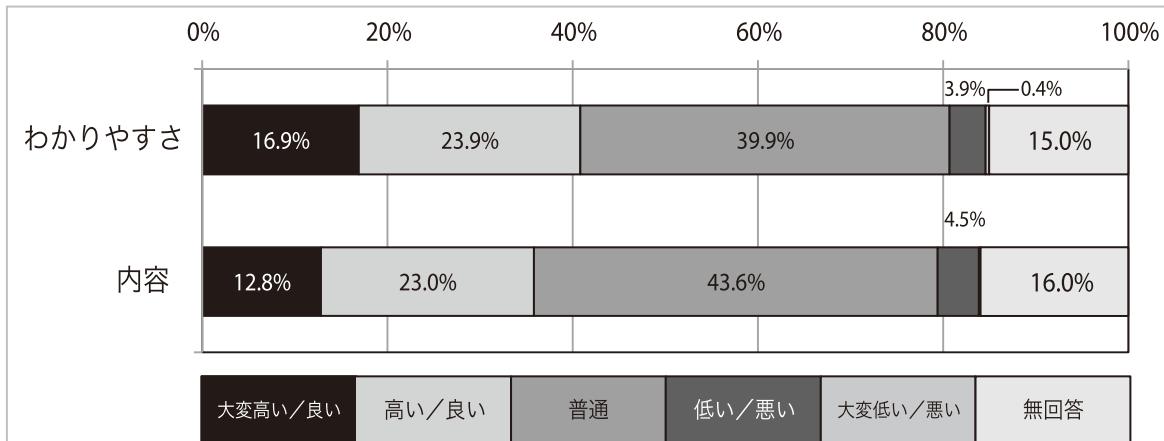
## 閉会

# 第2回 生活困窮者自立支援全国 研究交流大会 アンケート集計結果

2015年11月7日(土)・8日(日)

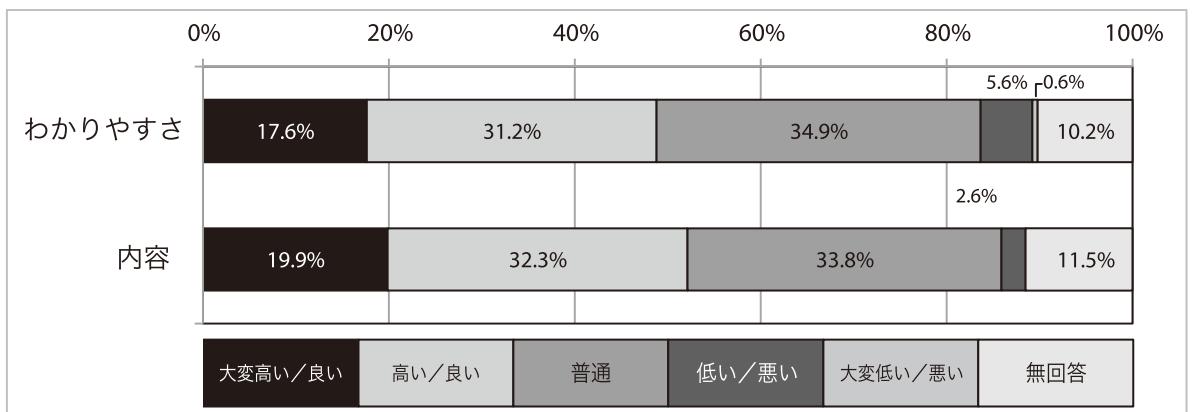


## 【生活困窮者自立支援法で自治体はこう変わる】

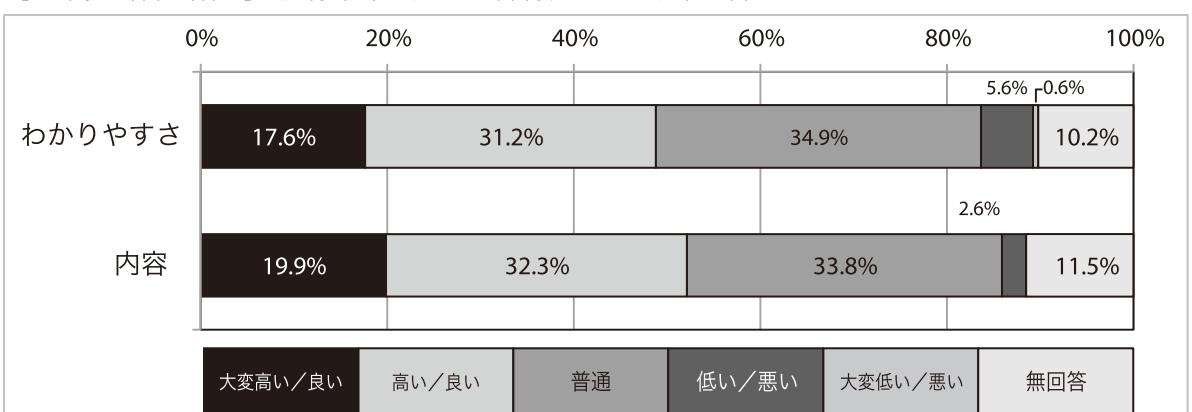


## 1)各プログラムについてご満足いただけましたか。

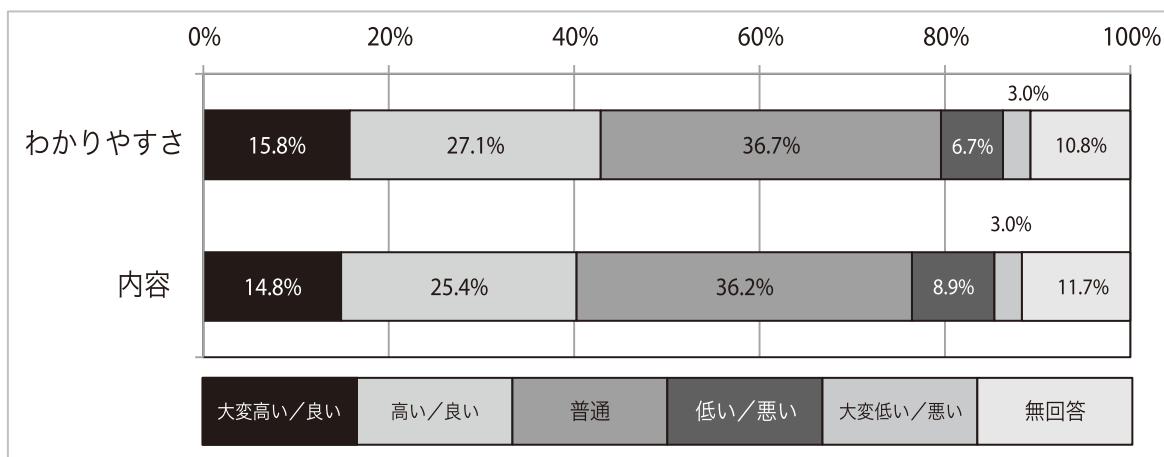
【基調鼎談】「困窮者支援で地域を創る！自立支援法と地方創生」



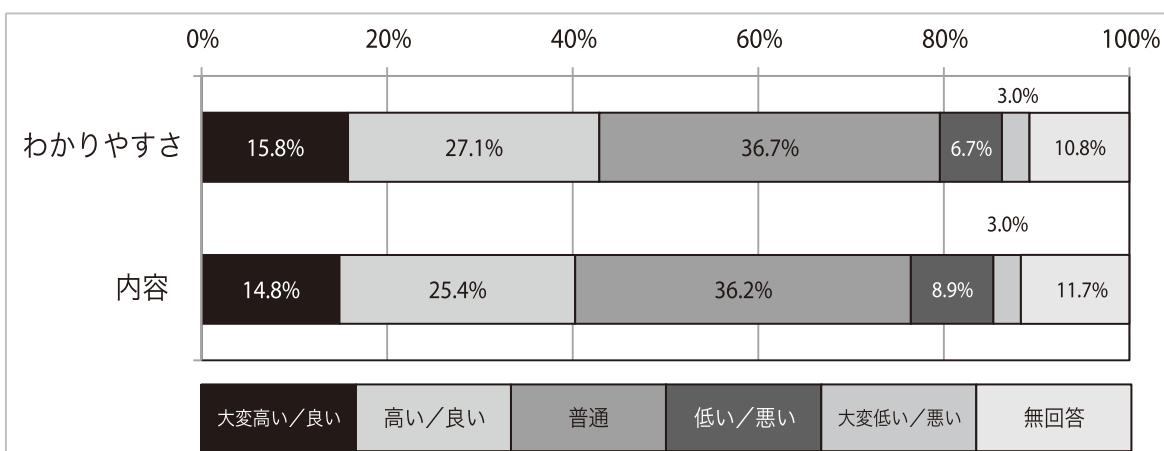
【政策担当者が語る】「施行半年を迎えた新制度 その現状と課題」



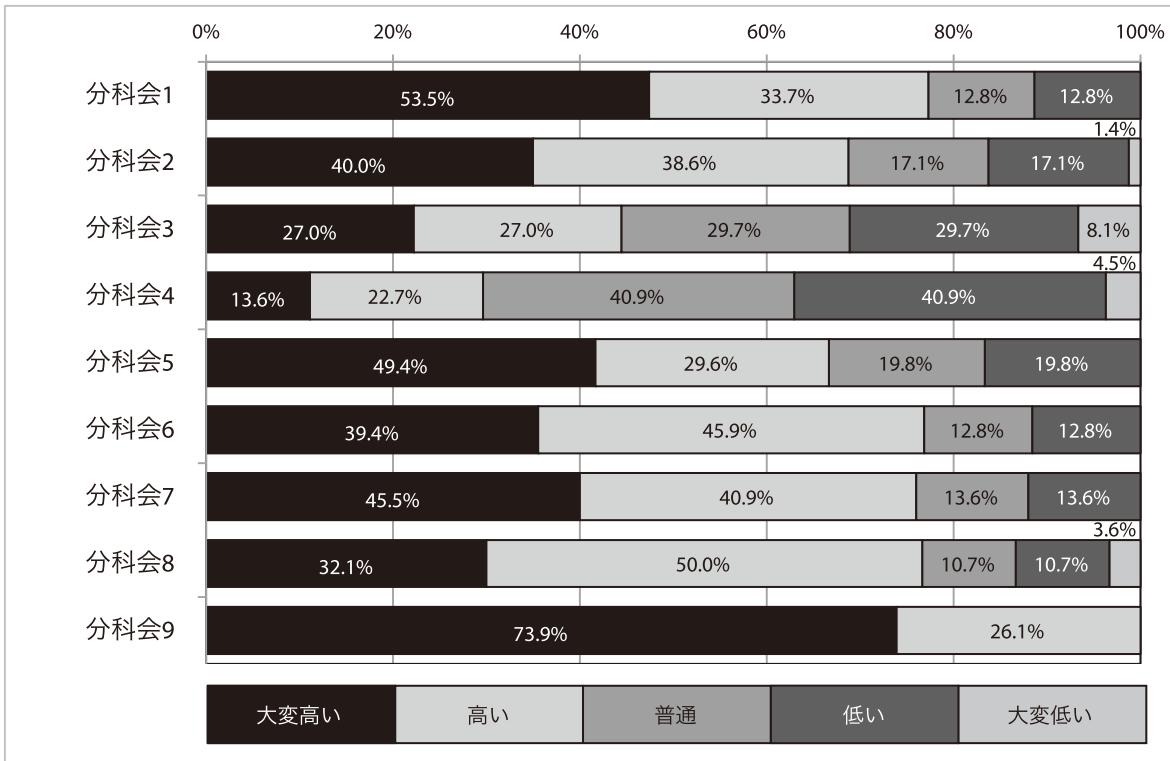
## 【政治家の力で元気な地域を！政治家が語る生活困窮者自立支援】



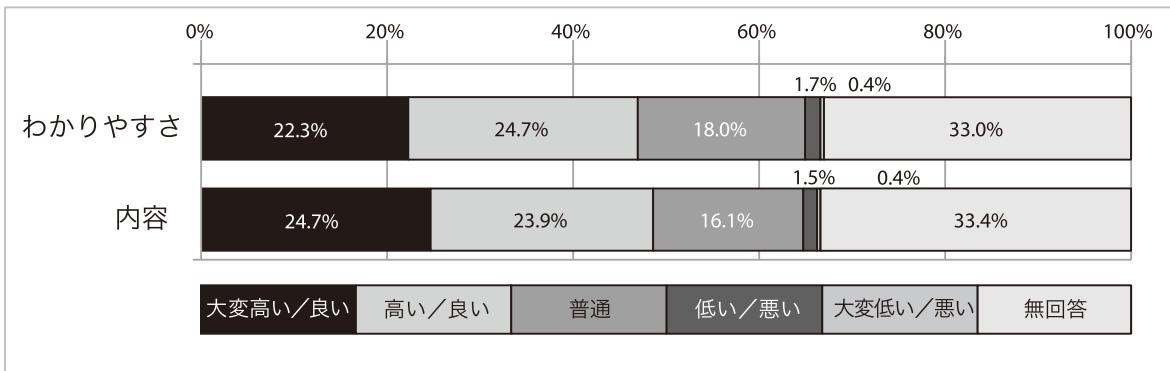
## 【徹底討論】「孤立させない支援を考える」



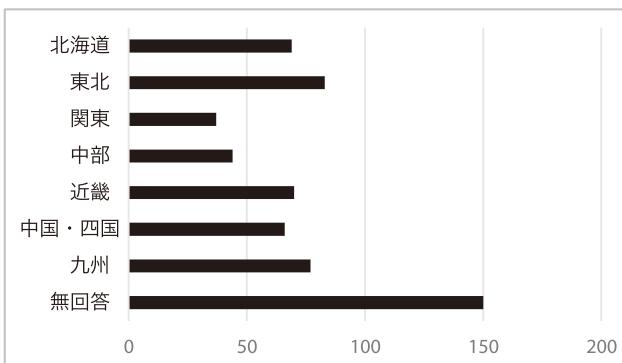
## 【分科会】



## 【まとめのセッション】



## 第4回大会開催希望地



## 「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

別紙趣意書のとおり、生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立したいと存じます。生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層の参加が大切と考えますので、是非、会員としてご参加いただけますようお願いいたします。

### 1. 趣旨

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

### 2. 組織

- (1) 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であつて、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。
- (2) 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

### 3. 主な活動内容

- (1) 「全国研究交流大会」の開催  
全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。
- (2) 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等  
現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。
- (3) 行政等に対する政策提言など  
生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。
- (4) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

# 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

## 会員加入申込書

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」事務局 御中

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の趣旨に賛同し、会員の申込みをおこない、年会費3,000円の支払いに同意します。

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名		
住所		
郵送先	宛名： 住所：〒 一	
連絡先電話番号 携帯電話番号	TEL 携帯 電話連絡の優先（どちらかに○）	TEL優先 携帯優先
所属先など	所属先など 会員名簿への表示について（どちらかに○） する しない	
連絡用メールアドレス		

### <連絡先>

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子  
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F  
TEL 03-3232-6131 (問い合わせは092-481-6873にお願いします。)  
FAX 092-481-7886

※加入申込書はFAXかメールでお願いします。

メールの送り先はinfo@life-poor-support-japan.netです。

※入会金、会費は、下記に振込みをお願いします。

なお、会員期間は入会当月から1年間となります。

福岡銀行 博多駅前支店（店番231） 普通3177500

生活困窮者自立支援全国ネットワーク準備会 事務局長 行岡みち子

・年会費は3,000円です。

・年会費以外に、カンパにもご協力いただける場合は、下記に金額をご記入の上、FAXかメールでお送りください。

・会員申込書をご提出いただきましたら、会員番号をお知らせ致しますので、会費等の振込みの際にはお名前の前に会員番号を入れて振り込んでいただきますようお願い致します。

振込金額	年会費 3,000円	カンパ金 円	合計 円
------	------------	--------	------

## 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧

### <役員>

役職	氏名	所属
代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	宮本 太郎	中央大学
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	柳部 武俊	一般社団法人 鋼路社会の企業創造協議会
理事	渋谷 謙男	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	生木 裕美	野洲市役所
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A'ワーカー創造館(大阪地域職業訓練センター)
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
理事	和田 敏明	ルーテル学院大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学

### <事務局>

事務局長	行岡みち子	生活協同組合連合会 グリーコープ連合・共同体
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター
研修委員	鈴木 晶子	一般社団法人 インクルージョンネットかながわ
研修委員	谷口 仁史	NPO法人 NPOステューデント・サポート・フェイス

## 「第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2016年3月31日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階  
TEL&FAX 03-3232-6131 E-mail/info@life-poor-support-japan.net  
URL/http://www.life-poor-support-japan.net/